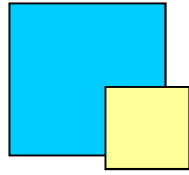


白井市第 6 期障害福祉計画・
第 2 期障害児福祉計画

令和 3 年 3 月
白 井 市

目 次

第1章 序論（計画策定にあたって）・・・1	
第1節 計画策定の背景・目的・・・3	
第2節 計画の性格と位置付け・・・5	
第3節 計画の期間・・・7	
第2章 計画の基本的な考え方・・・9	
第1節 計画の目標像・・・11	
第2節 計画の基本方針・・・12	
第3節 成果目標・・・14	
第3章 計画の内容（各サービスの見込み量等）・・・19	
第1節 活動指標について・・・21	
第2節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要・・・23	
第3節 障がいのある人・難病患者の将来推計・・・27	
第4節 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み・・・28	
第5節 障害児通所支援等の見込み・・・35	
第6節 地域生活支援事業の見込み・・・39	
第7節 発達障害者等に対する支援・・・46	
第8節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・48	
第9節 相談支援体制の充実・強化等・・・50	
第10節 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築・・・51	
◇「見込み量」・「実施見込み」一覧・・・52	
第4章 障がいのある人・難病患者の現状等・・・57	
第1節 障がいのある人・難病患者の状況・・・59	
第2節 「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」の達成状況・・・62	
第3節 アンケート・ヒアリング調査結果の要点・・・80	
第5章 計画の推進と進行管理・・・95	
第1節 推進・進行管理の考え方・・・97	
第2節 推進・進行管理（評価）の具体的方法・・・99	
参考資料	
資料1 計画策定までの経過	
資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	



第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・目的

『白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画』の策定

「白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」の計画期間が令和 3（2021）年度に終了したことから、法に基づく 3 年ごとの計画の見直しとして、新たに策定する計画になります。

本計画は、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに白井市の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としております。

今後はこの計画に沿った施策を展開し、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくりを目指します。

近年の国における障害福祉施策等の動向（『白井市第5期障害福祉計画』策定以降）

平成30年

3月 「障害者基本計画（第4次）」策定

4月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行

- ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- ・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行

- ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

平成31年

3月 「障害者文化芸術推進計画」策定

- ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
- ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進

令和元年

6月 改正「障害者雇用促進法」施行

- ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
- ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行

- ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする

令和2年

6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

- ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大
- ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- ・国民に向けた広報啓発の取組推進

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に即して、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

※障害者総合支援法 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※児童福祉法 第 33 条 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

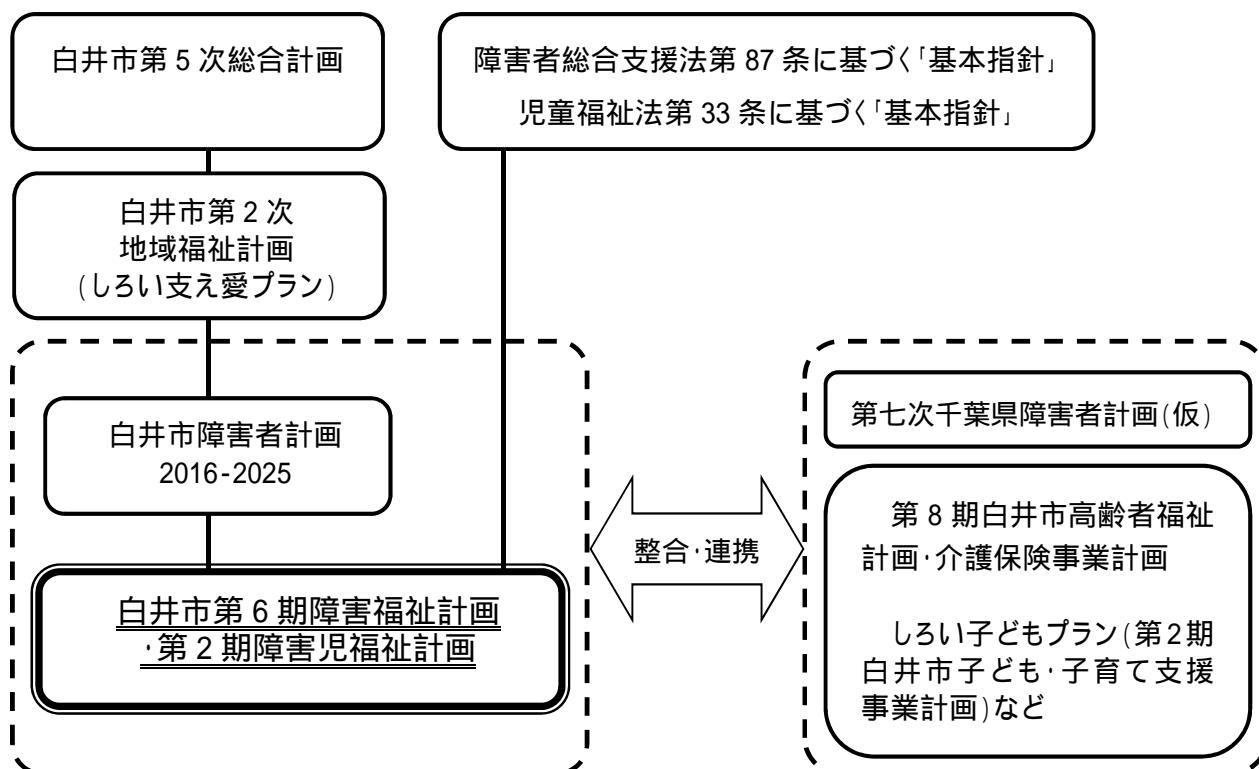
- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進
- ・ 障害福祉サービスの質の確保
- ・ 福祉人材の確保

(2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障がい福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

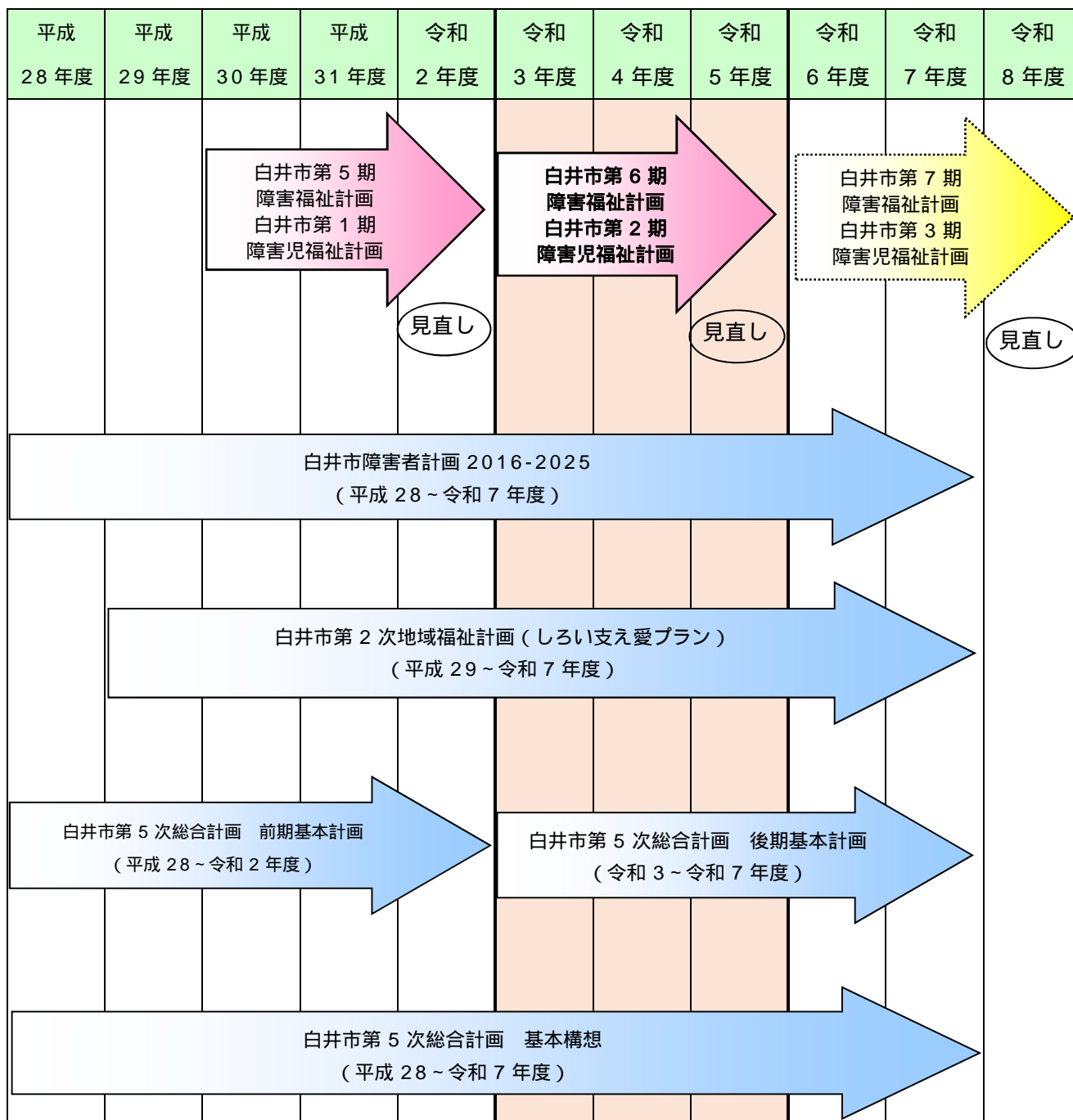
計画の体系図

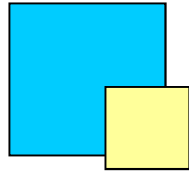


3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、第5章「計画の推進と進行管理」に基づいて評価を実施し、その結果を次期計画に反映させます。





第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

本市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2016-2025』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を次のとおり決めました。

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

『白井市障害者計画 2016-2025』の前身計画である『白井市障害福祉プラン』においても、「障害のある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり」を基本理念としてきました。

また、白井市第2次地域福祉計画では、第5次総合計画の基本理念である「安心」、「健康」、「快適」を踏まえ、めざす姿を「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定めています。

これらのことを踏まえ、本計画においても、この目標像の実現をめざして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の8点を基本方針として設定します。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の推進を行う。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括システムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を新たに活動指標に加える。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、関係機関と連携し地域の包括的な協力連携体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を促進させる。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安定して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を促進させる。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加）」「地域やコミュニティケアにおけるケア、支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、関係機関と調整、協議を行っていく。

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する周知、情報提供を促進する。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができるよう医療機関等と連携を図る。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児支援体制について、関係機関と連携を図り支援体制を整える。
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、関係機関と連携し、それぞれの役割を明確化し、支援体制を整える。
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参加して協議を行う体制を整える。
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握を行う。

(7) 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、関係機関と連携し、市民への周知、情報提供を行う。

(8) 障害福祉サービスの質、福祉人材の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるようサービス事業者の研修体制の充実や適性なサービス提供が行えているかどうかを関係機関と連携して、情報収集を行う。

3 成果目標

国の基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」及び「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についての成果目標を設定することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・平成 31 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行。
- ・令和 5 年度末時点の施設入所者数を平成 31 年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 31 年度末入所者数(A)	24 人	
<u>【目標値】</u> 地域生活移行者数 (B)	2 人 (8.3%)	Aのうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数(Aの6%以上)
新たな施設入所支援利用者数(C)	1 人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和5年度末の入所者数(D)	23 人	令和5年度末の利用人員見込み [A - B + C]
<u>【目標値】</u> 入所者数減少見込み	1 人 (4.2%)	差し引き減少見込み数 [A - D] (Aの1.6%以上)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考
<u>【目標】</u> 保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国指針の主旨】

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	年1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針の主旨】

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成31年度実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ平成31年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成31年度の年間一般就労者数（A）	15人	平成31年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労者数	20人 (133%)	令和5年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（Aの1.27倍以上）
平成31年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	23人	
【目標値】令和5年度末の就労移行支援事業利用者数	30人 (130%)	（Bの1.3倍以上）
平成31年度末の就労継続支援A型事業利用者数（C）	24人	
【目標値】令和5年度末の就労継続支援A型事業利用者数	31人 (129%)	（Cの1.26倍以上）

平成 31 年度末の就労継続支援B型事業利用者数（D）	58 人	
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援B型事業利用者数	72 人 (124%)	(Dの 1.23 倍以上)
【目標値】令和 5 年度の就労定着支援利用率	70%	(令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援を利用した人の割合)
【目標値】就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	(市内の就労定着支援事業所数の 7 割以上)

（5）障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置する。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保する。
- ・令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 ヵ所	
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 ヵ所	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 ヵ所	

【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【成果目標】

【目標】令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保	確保	
---	----	--

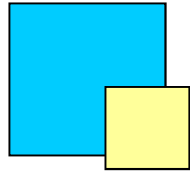
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【成果目標】

【目標】令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	
---	----	--



第3章 計画の内容（各サービスの見込み量等）

1 活動指標について

本章では、成果目標を達成するための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込み量の確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として、次節以降において、その具体的内容を提示します。

活動指標の項目は国の基本指針により項目が規定されています。市では、近年のサービス利用量、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠とし、市民アンケート等に基づくニーズの動向を勘案して、各項目の見込み量等を推定しています。

「成果目標」と「活動指標」の関係については次のページの図のとおりです。また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、23 ページの図のとおりです。

【成果目標】

【活動指標】

国の基本指針の基本的理念

施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の増加
施設入所者の削減

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床から地域生活への移行

障害のある人の地域生活の支援

地域生活支援拠点等の機能充実

障害福祉サービス等の質の向上

質を向上させるための取組を実施する体制を構築

相談支援体制の充実・強化等

総合的、専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
就労移行支援事業の利用者の増加
就労移行支援事業所の就労移行率の増加
支援開始から1年後の職場定着
大学在学中の就労移行支援利用促進
農福連携の取組
高齢障害者の就労継続支援B型利用促進

障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置
保育所等訪問支援の利用体制の構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保
医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及びコーディネーターの配置

「訪問系サービス」の利用者数、利用時間
「生活介護」の利用者数、利用日数
「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」の利用者数、利用日数
「就労移行支援」の利用者数、利用日数
「就労継続支援(A型・B型)」の利用者数、利用日数
「就労定着支援」の利用者数、利用日数
「療養介護」の利用者数
「短期入所(福祉型・医療型)」の利用者数、利用日数
「自立生活援助」の利用者数
「共同生活援助」の利用者数
「施設入所支援」の利用者数 施設入所者の削減
「精神障害者の自立生活援助」の利用者数
「精神障害者の共同生活援助」の利用者数
「地域移行支援」の利用者数
「地域定着支援」の利用者数
「精神障害者の地域移行支援」の利用者数
「精神障害者の地域定着支援」の利用者数
「理解促進研修・啓発事業」の実施有無
「自発的活動支援」の実施有無
「障害者相談支援事業所」の設置数
「基幹相談支援センター」の設置有無
「基幹相談支援センター等強化事業」の実施有無
「住宅入居等支援事業」の実施有無
「成年後見制度利用支援事業」の利用者数
「成年後見制度法人後見支援事業」の実施有無
「手話通訳者設置事業」の設置者数
「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の利用者数
「日常生活用具給付等事業」の年間件数
「手話奉仕員養成研修事業」の修了者数
「移動支援事業」の利用者数、利用時間数
「地域活動支援センター」の実施箇所数
「成年後見制度利用支援事業」の利用者数
「日中一時支援事業」の利用者数
「訪問入浴サービス事業」の利用者数
「自動車運転免許取得費補助事業」の利用者数

「就労移行支援」の利用者数、利用日数
「就労定着支援」の利用者数、利用日数

「児童発達支援」の利用児童数、利用日数
「医療型児童発達支援」の利用児童数、利用日数
「放課後等デイサービス」の利用児童数、利用日数
「居宅訪問型児童発達支援」の利用児童数、利用日数
「保育所等訪問支援」の利用児童数、利用日数
「障害児相談支援」の利用児童数
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
保育所、幼稚園等の障がい児受け入れ人数

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障害のある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。

指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の2区分にわけられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の3つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障害のため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」及び地域生活への移行や定着を支援する「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。

地域生活支援事業

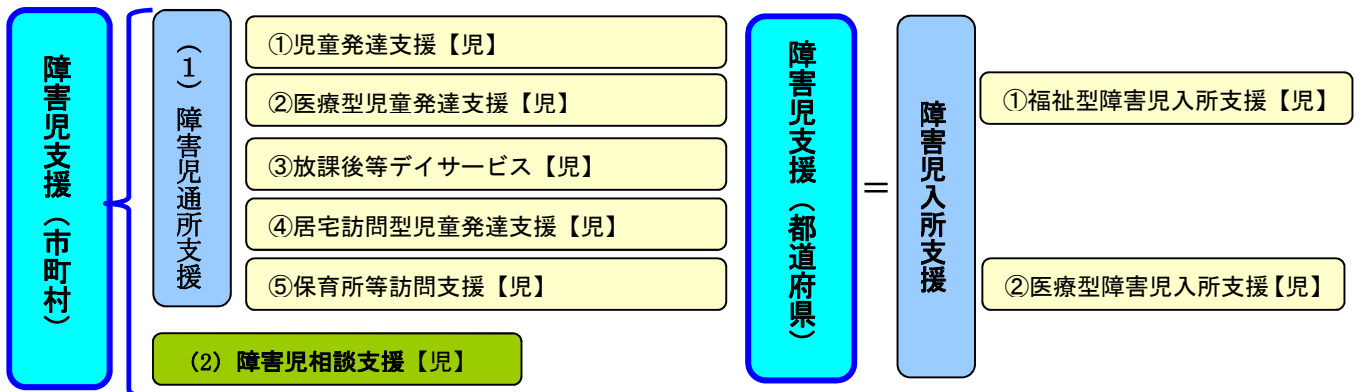
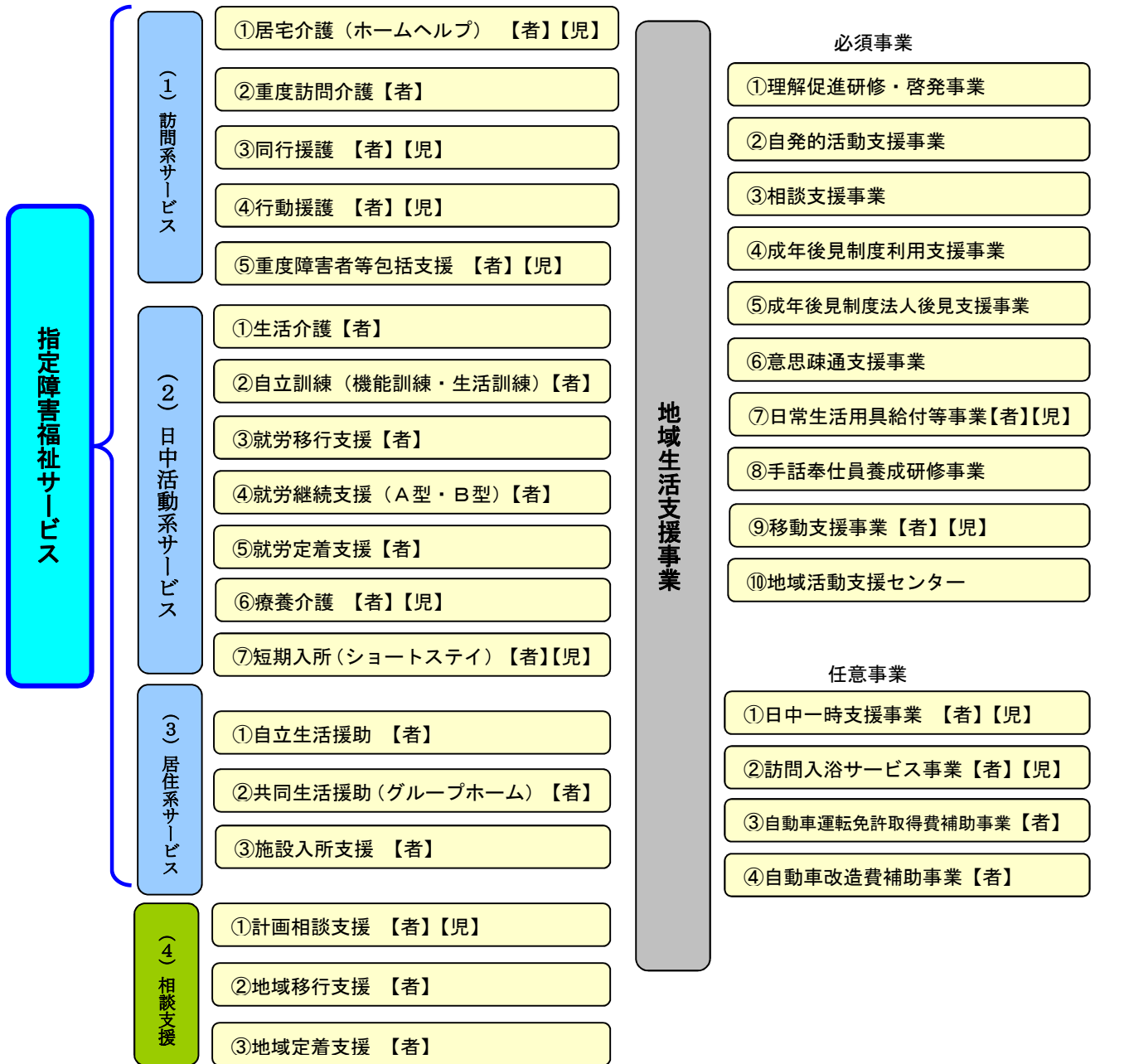
地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、本市では、サービス提供事業所などで日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

障害児通所支援等

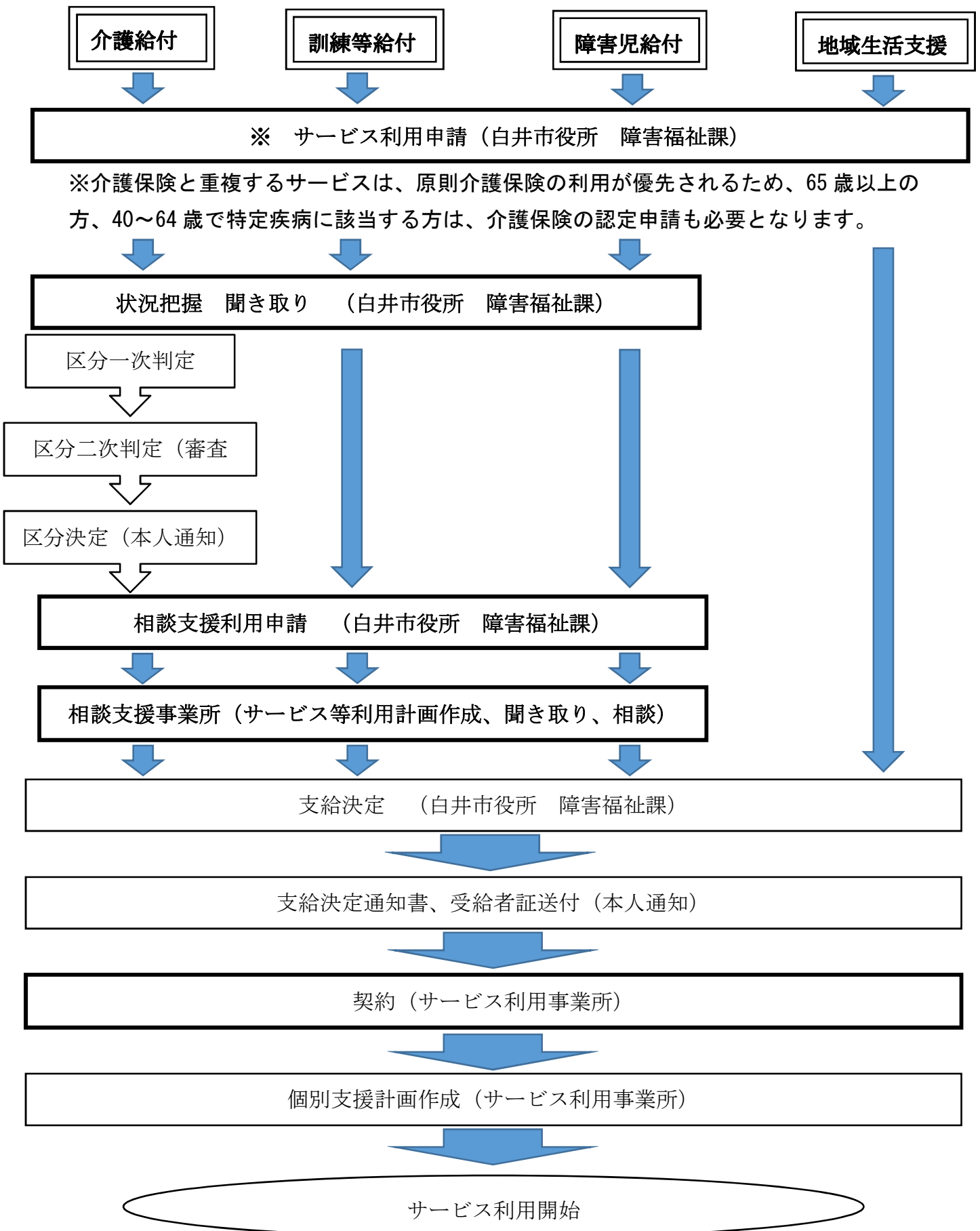
障害児通所支援等は、18歳未満の障がいのある子どもを対象としており、通所利用で児童に療育の場を提供する「児童発達支援」や、学校に就学している障がい児の放課後や休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する「放課後等デイサービス」などの市町村が実施主体となっている「障害児通所支援」、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」、保育所等通い先の施設等を専門員が訪問し、障がいのある子ども及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行う「保育所等訪問支援」があり、そのほかに、都道府県が実施主体となっている「障害児入所支援」があります。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

※【者】は「障がい者」、【児】は「障がい児」が利用できるサービスです。



障害福祉サービス開始までの流れ



3 障がいのある人・難病患者の将来推計

第5次総合計画の将来人口の推計にあたっては、平成22年国勢調査人口を基準としてコーホート要因法により算出しており、市の人口は令和2年の65,500人をピークに、その後減少していく見込みとなっています。

本計画の策定にあたり今回実施した将来人口の推計は、過去5年間の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計を行ったものです。この推計方法は、比較的近い将来の推計で、算出の基礎となる過去、将来にニュータウン開発や鉄道新設などの特殊な人口変動がない場合に有用な推計方法とされているものです。

市では、障がいのある人(手帳所持者)は増加の傾向を示しており、高齢化の進行に伴う身体障がい者等の増加などもあり、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。難病患者につきましては、29年度以降減少傾向を示しており、人口の減少に伴い減少傾向が続くことが見込まれます。このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数(3障がいの手帳所持者数の合計)及び難病患者数を下表のとおり推計しております。

障がい者(手帳所持者)数の実績と見込み

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口 ^{☆1} (住民基本台帳)	63,555	63,336	63,190	63,104	62,981	62,819
身体障害者手帳 所持者数	1,573	1,630	1,661	1,679	1,698	1,715
療育手帳所持者数	363	382	397	409	421	432
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	382	422	456	486	517	546
難病患者数 ^{☆2}	409	400	392	382	372	362
合計	2,727	2,834	2,906	2,956	3,008	3,055
対総人口比率 (単位：%)	4.3%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%

※ 平成30年度、平成31年度末実績値。(平成31年度難病患者数は推計値) 令和2年度以降は推計値です。

☆1 人口は第8期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と整合をとった推計値です。

☆2 難病患者数は平成30年度までの「難病等受給者証」所持者数の受給者数を基礎として推計しています。

4 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

本節では、活動指標のうち、指定障害福祉サービス及び相談支援の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービスです。

行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

前計画の実績と本計画の見込み

訪問系サービス (合計)	区分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
	合計時間数 (時間/月)		2,562	2,594	2,519	3,085	3,208
人数(人/月)		43	54	55	57	60	62

【見込み量の確保のための方策等】

市内でサービスを提供する事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。

特に「行動援護」については、ニーズが高まっている反面、市内でサービスを提供する事業者数は少ない状態にあるため、新たな事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	1415	1,496	1,552	1,563	1,594	1,626
人数(人/月)	74	77	80	82	83	85

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

☆機能訓練

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	7	37	21	21	21	21
人数(人/月)	1	2	2	2	2	2

☆生活訓練

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	113	102	118	118	118	118
人数(人/月)	9	8	11	11	11	11

【見込み量の確保のための方策等】

「機能訓練」については、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

「生活訓練」については、市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努め、必要なサービス量を確保します。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	274	455	454	452	502	557
人数(人/月)	21	30	27	30	33	37

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。また、市内に事業所数が少なく、市外に通所する人が多いことから、市内への新たな事業所の参入を促進します。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。利用者とは雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。

前計画の実績と本計画の見込み

☆A型

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	272	363	414	447	492	541
人数(人/月)	15	21	23	25	28	31

☆B型

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	842	892	984	1042	1094	1148
人数(人/月)	55	58	64	67	71	74

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。また、市内に事業所数が少なく、市外に通所する人が多いことから、市内への新たな事業所の参入を促進します。

就労定着支援

就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	3	6	5	7	8	11
人数(人/月)	3	6	5	6	8	10

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量を確保します。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
人数(人/月)	1	1	1	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分		平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
福祉型	合計日数 (人日/月)	49	41	50	56	63	71
	人数 (人/月)	7	8	5	6	7	8
医療型	合計日数 (人日/月)	0	0	0	3	3	3
	人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
合計	合計日数 (人日/月)	49	41	50	59	66	74
	人数 (人/月)	7	8	5	7	8	9

【見込み量の確保のための方策等】

近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、高まるニーズに対応するため、市内への新たな事業所の参入促進及び関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量を確保します。

(3) 居住系サービス

自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
人数(人/月)	0	0	0	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、現行の制度や関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量の確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
人数(人/月)	32	42	45	51	58	65

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、高まるニーズに対応するため、市内への新たな事業所の参入促進及び関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量を確保します。

施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
人数(人/月)	23	25	25	24	23	22

【見込み量の確保のための方策等】

真に入所が必要な、重度の障がいのある人などについて、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

(4) 相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービスです。

地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。

地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分		平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
計画相談支援	人数 (人/月)	38.7	53.5	52.0	56.2	60.7	65.5
地域相 談支援	地域移行支援 人数 (人/月)	0.3	0	0	2.0	2.0	2.0
	地域定着支援 人数 (人/月)	0.5	0	0	4.0	4.0	4.0

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は大きく不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、市内での増設を目指すとともに、県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。併せて、地域相談支援については、相談支援事業所と連携して周知を図り、活用を促進していきます。

※本市では、精神科病院に長期入院している人の、令和 5 年度末までの地域移行者数（基盤整備量）を 20 人と見込んでいることから、地域移行支援・地域定着支援にそれぞれ 1.5・3.0（人/月）を含めています。

5 障害児通所支援等の見込み

本節では、活動指標のうち、障害児通所支援等の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

(1) 障害児通所支援

児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	600	613	651	697	746	798
人数(人/月)	124	125	140	150	160	172

【見込み量の確保のための方策等】

それぞれの児童に合った療育方法、適正量確保を図るため、セルフプラン解消に向けた取組を関係機関と協力、調整を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	0	0	0	4	4	4
人数(人/月)	0	0	0	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

近隣の提供事業者について情報の把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	1,071	1,148	1,275	1,415	1,570	1,743
人数(人/月)	149	147	155	172	191	212

【見込み量の確保のための方策等】

それぞれの児童に合った療育方法、適正量確保を図るため、セルフプラン解消に向けた取組を関係機関と協力、調整を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

居宅訪問型児童発達支援

自宅に訪問して、重度の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	0	0	0	4	4	4
人数(人/月)	0	0	0	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用の検討と、民間事業者への働きかけや誘致を並行して進め、提供量の確保を目指します。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	0	0.1	0	0	10	16
人数(人/月)	0	0.1	0	0	5	8

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターで令和 4 年度にサービス開始を目指し、必要提供量の確保に努めます。

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
人数(人/月)	18.1	23.5	37.0	43.3	50.6	59.3

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、民間事業者や関係機関と連携しながら、体制整備に努めてまいります。

(3) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
人数(人/月)	0	0	0	0	0	1

【見込み量の確保のための方策等】

近隣自治体や関係機関等と連携・調整し、計画期間内の配置をめざします。

(4) 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援施設等での受け入れを行います。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成 30 年 度 (実績)	平成 31 年 度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
① 保育所	35	35	39	44	49	55
② 認定こども園	1	1	1	1	1	1
③ 幼稚園	37	66	67	67	68	69
④ 放課後健全育成事業	18	33	33	34	34	34
⑤ 事業所内保育	0	0	0	0	0	0
⑥ その他 (小規模保育所等)	0	0	0	0	0	0
合 計	91	135	140	146	152	159

【見込み量の確保のための方策等】

保育所、認定こども園、幼稚園等と連携し、着実な受け入れを図ります。

6 地域生活支援事業の見込み

本節では、活動指標のうち、地域生活支援事業の量の見込み（または実施の有無）と、事業の実施に関する考え方を示します。

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
有	有	有	有	有	有

【実施のための方策等】

令和2年度は、予定していた講演会等が新型コロナの影響で中止になりましたが、今後は状況に合わせた方法での開催、障がいや障がいのある人等への理解を深めるための研修、広報活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

前計画の実績と本計画の見込み

平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
無	無	無	無	無	有

【実施のための方策等】

同じ障がいのある人等やその家族が情報交換や悩みの共有を行うなどの自発的な活動を促進するため、支援の具体的内容・方法を検討していきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)
①障害者相談支援事業所 数(箇所)	2	2	2	2	2	3
②基幹相談支援セン ター	無	無	無	無	無	無
③基幹相談支援センター 等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

【見込み量の確保及び実施のための方策等】

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、指定一般相談支援事業所と連携して利用しやすい相談事業の実施に努め、利用の促進を図るとともに、総合的、専門的な相談支援の実施及び体制の確保を、基幹相談支援センター以外の形も含めて検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)
成年後見制度利用支援 事業(実利用見込み者 数)(人)	3	3	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
無	無	無	無	無	無

【実施のための方策等】

既に市社会福祉協議会や市内NPO法人が法人成年後見事業を実施しており、当面は実施の予定はありませんが、今後、適任の法人が新たに現れた場合には実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
①手話通訳者設置事業（実 設置見込み通訳者数）（人）	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業（実 利用見込み者数）（人）	6	6	5	5	5	5
③要約筆記者派遣事業（実 利用見込み者数）（人）						

【見込み量の確保のための方策等】

派遣事業については、手話通訳者及び要約筆記者の登録を進めるとともに、千葉県聴覚障害者センターへの委託等により、必要なサービス量を確保します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
① 介護・訓練支援用具	1	0	2	2	2	2
② 自立生活支援用具	5	4	7	7	7	7
③ 在宅療養等支援用具	5	4	4	4	4	4
④ 情報・意思疎通支援用具	17	6	16	16	16	16
⑤ 排せつ管理支援用具	1,009	1,138	1,184	1,231	1,280	1,331
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	2	2	2	2	2
合計	1,043	1,154	1,215	1,262	1,311	1,363

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。また、排せつ管理支援用具を除き、用具の耐用年数(交換周期)は多様であり、年度ごとに必要量の変動が比較的大きくなること等に注意し、適切なニーズの把握と給付を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了見込み者数)(人)	8	9	0	5	5	5

【見込み量の確保のための方策等】

印西市及び栄町と共同で開催している養成講座を通じて奉仕員を養成していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
延べ利用見込み時間数 (時間/年)	7,634	7,799	8,667	8,753	8,841	8,929
実利用見込み者数 (人/年)	65	74	70	70	71	72

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業です。白井市内だけではなく、他の自治体にある地域活動支援センターに通所することもできます。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名		平成30年度 (実績)		平成31年度 (実績)		令和2年度 (実績見込)		令和3年度 (見込)		令和4年度 (見込)		令和5年度 (見込)	
地域活動支援 センター	市内	1	64	1	59	1	64	2	69	2	75	2	81
	市外	3	24	2	16	2	22	2	23	2	24	2	26

☆「市内」は白井市内分、「市外」は他市町村分。

☆各年度左列は実施見込み箇所数、右列は利用見込み者数(人/年)

【見込み量の確保のための方策等】

多様な日中活動の場を確保するため、市内及び近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努め、市内への新たな事業所の参入を促進します。

また、市障害者地域活動支援センターについては、運用の改善等を通し、ニーズに合ったサービスの提供に努めます。

任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
利用見込み 者数(人/月)	53	57	45	51	58	66

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。また、市内への新たな事業所の参入を促進します。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
利用見込み 者数(人/月)	3	3	4	4	4	4

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(3) 自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
利用見込み 者数(人/年)	1	0	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(4) 自動車改造費補助事業

身体に重度の障がいがある人が所有し運転する自動車のハンドルや駆動装置等の改造費の一部を助成し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
利用見込み 者数(人/年)	0	2	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

7 発達障害者等に対する支援

(1)ペアレントトレーニング、プログラム

ペアレント・サポート・ワークショップ（いわゆるペアレント・トレーニング）とは、家庭でのお子さんへの関わり方などについて保護者と支援者が一緒に考えることで、発達に気になる子どもの子育てをサポートするプログラムです。

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	1	1	10

(2)ペアレントメンター

メンターとは、信頼できる相談相手という意味です。ペアレント・メンターは、発達障害のあるお子さんの保護者が子育ての経験を生かして、発達障害の診断を受けたばかりの子ども保護者や、様々な子育ての疑問を持つ保護者に対し、先輩保護者の立場でお話を伺います。

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
ペアレントメンターの人数	1	1	1

(3) ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」といいます。

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
ピアサポートの 活動への参加人 数	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、ペアレントメンターの登録、フォローアップ研修の案内、ペアレントプログラムの開催、ピアサポート等の交流の場の周知を発達障害者支援センター（CAS）等の関係機関と連携し進めます。

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本計画の見込み

区 分		令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
精神障害者の自立生活援助		人数 (人/月)	1	1
精神障害者の共同生活援助（グループホーム）		人数 (人/月)	20	23
地域相談支援	精神障害者の地域移行支援	人数 (人/月)	1.5	1.5
	精神障害者の地域定着支援	人数 (人/月)	3.0	3.0

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1

保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者

本計画の見込み

区 分	単 位	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
保健	人数 (人/年)	1	1	1
医療（精神科）		0	0	1
医療（精神科以外）		0	0	1
福祉		8	8	8
介護		1	1	1
当事者		0	0	1
家族等		1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、関係機関との調整・連携等を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

9 相談支援体制の充実・強化等

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17	17	17
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2	2	2

地域生活支援拠点等の設置個所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
設置数	1	1	1
検証回数	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

基幹相談支援の役割を果たす体制整備に努め、地域の相談支援の強化を図ります。また、地域生活支援拠点等の充実を図るために、検証及び検討の実施を行う体制づくりを関係機関と調整しながら構築いたします。

10 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

本計画の見込み

区 分	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	4	4	4
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	0	0	1

【見込み量の確保のための方策等】

市のサービスに対する需要の把握、分析に努め、関係機関との調整・連携等を進め、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、情報収集を行い、積極的に研修等に参加を促します。

「見込み量」・「実施見込み」一覧

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス（合計）		3,085 時間/月 57 人/月	3,208 時間/月 60 人/月	3,336 時間/月 62 人/月	
日 中 活 動 系	生活介護	1,563 人日/月 82 人/月	1,594 人日/月 83 人/月	1,626 人日/月 85 人/月	
	自立訓練（機能訓練）	21 人日/月 2 人/月	21 人日/月 2 人/月	21 人日/月 2 人/月	
	自立訓練（生活訓練）	118 人日/月 11 人/月	118 人日/月 11 人/月	118 人日/月 11 人/月	
	就労移行支援	452 人日/月 30 人/月	502 人日/月 33 人/月	557 人日/月 37 人/月	
	就労継続支援（A型）	447 人日/月 25 人/月	492 人日/月 28 人/月	541 人日/月 31 人/月	
	就労継続支援（B型）	1,042 人日/月 67 人/月	1,094 人日/月 71 人/月	1,148 人日/月 74 人/月	
	就労定着支援	7 人日/月 6 人/月	8 人日/月 8 人/月	11 人日/月 10 人/月	
	療養介護	2 人/月	2 人/月	2 人/月	
	短 期 入 所	福祉型	56 人日/月 6 人/月	63 人日/月 7 人/月	71 人日/月 8 人/月
医療型		3 人日/月 1 人/月	3 人日/月 1 人/月	3 人日/月 1 人/月	
居 住 系	自立生活援助	2 人/月	2 人/月	2 人/月	
	共同生活援助	51 人/月	58 人/月	65 人/月	
	施設入所支援	24 人/月	23 人/月	22 人/月	
	精神障害者の自立生活援助	1 人/月	1 人/月	1 人/月	
	精神障害者の共同生活援助	20 人/月	23 人/月	26 人/月	
相 談 支 援	計画相談支援	56.2 人/月	60.7 人/月	65.5 人/月	
	地域相談 支援	地域移行支援	2.0 人/月	2.0 人/月	2.0 人/月
		地域定着支援	4.0 人/月	4.0 人/月	4.0 人/月
		精神障害者の 地域移行支援	1.5 人/月	1.5 人/月	1.5 人/月
		精神障害者の 地域定着支援	3.0 人/月	3.0 人/月	3.0 人/月

* 人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数＝月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障害児通所支援>

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	697 人日/月 150 人/月	746 人日/月 160 人/月	798 人日/月 172 人/月
	医療型児童発達支援	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
	放課後等デイサービス	1,415 人日/月 172 人/月	1,570 人日/月 191 人/月	1,743 人日/月 212 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
	保育所等訪問支援	0 人日/月 0 人/月	10 人日/月 5 人/月	16 人日/月 8 人/月

<障害児相談支援>

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談 支援	障害児相談支援	43.3 人/月	50.6 人/月	59.3 人/月

<医療的ケア児に対する支援>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人

<子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保育所	44 人	49 人	55 人
②認定子ども園	1 人	1 人	1 人
③幼稚園	67 人	68 人	69 人
④放課後健全育成事業	34 人	34 人	34 人
⑤事業所内保育	0 人	0 人	0 人
⑥その他（小規模保育所等）	0 人	0 人	0 人

■地域生活支援事業の見込み

<必須事業分>

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有
(2) 自発的活動支援事業		無		無		有
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業所数	2箇所	/	2箇所	/	3箇所	/
② 基幹相談支援センター		無		無		無
③ 基幹相談支援センター等 機能強化事業		有		有		有
④ 住宅入居等支援事業		無		無		無
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	2人	/	2人	/	2人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者設置事業（実設置 見込み通訳者数）		0人		0人		0人
② 手話通訳者派遣事業（実利用 見込み者数）		5人		5人		5人
③ 要約筆記者派遣事業（実利用 見込み者数）						
(7) 日常生活用具給付等事業（件数）		1,262件		1,311件		1,363件
① 介護・訓練支援用具		2件		2件		2件
② 自立生活支援用具		7件		7件		7件
③ 在宅療養等支援用具		4件		4件		4件
④ 情報・意思疎通支援用具		16件		16件		16件
⑤ 排せつ管理支援用具		1,231件		1,280件		1,331件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住 宅改修費）		2件		2件		2件
(8) 手話奉仕員養成研修事業 （養成講習実修了見込み者数）		5人		5人		5人
(9) 移動支援事業（「実施見込箇所数」 欄の数値は実利用見込み者数、「利 用見込者数」欄は延べ利用見込み時 間数）	70人	8,753 時間	71人	8,841 時間	72人	8,929 時間
(10) 地域活動支援センター（市内分）	2箇所	69人	2箇所	75人	2箇所	81人
（市外分）	2箇所	23人	2箇所	24人	2箇所	26人

<任意事業分>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 日中一時支援事業	51人/月	58人/月	66人/月
(2) 訪問入浴サービス事業	4人/月	4人/月	4人/月
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	1人	1人	1人
(4) 自動車改造費補助事業	2人	2人	2人

■発達障害者等に対する支援

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング・プログラム受講者数	1人	1人	10人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

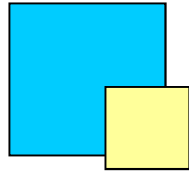
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		0回	0回	1回
保健、医療 (精神科、精神科以外の医療機関別)、 福祉、介護、 当事者、家族 等の関係者ごとの参加者	保健	1人	1人	1人
	医療(精神科)	0人	0人	1人
	医療(精神科以外)	0人	0人	1人
	福祉	8人	8人	8人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	0人	0人	1人
	家族等	1人	1人	1人

■相談支援体制の充実・強化等

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17件	17件	17件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回

■障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	0回	0回	1回



第4章 障がいのある人・難病患者の現状等

1 障がいのある人・難病患者の状況

(1) 手帳所持者数など

本市の平成 31 年度末における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が 1,630 人で、総人口 63,336 人（住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ 2.6%、療育手帳（知的障がい）は 382 人で総人口のおよそ 0.6%、精神障害者保健福祉手帳は 422 人で、総人口のおよそ 0.7%となっています。なお、本表にはありませんが、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は 896 人で、総人口のおよそ 1.4%となっています。

■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

（単位：人）

平成 年度	総人口 （住民基 本台帳）	身体障害者手帳所持者						療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者
		総 数	視 覚 障 が い	聴 覚 等 障 が い	音 声 等 障 が い	肢 体 不 自 由	内 部 障 が い		
27	63,175	1,507	77	106	21	801	502	321	291
28	63,404	1,461	77	101	23	768	492	323	317
29	63,772	1,518	78	113	20	786	521	355	339
30	63,555	1,573	80	118	22	795	558	363	382
31	63,336	1,630	85	123	24	806	592	382	422

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

■障がい者（児）数 ～等級・程度別内訳～

●身体障害者手帳（単位：人）

級 別	人 数
1 級	573
2 級	232
3 級	234
4 級	420
5 級	77
6 級	94
合 計	1,630

●療育手帳（単位：人）

	Bの2	Bの1	A・㊦	合計
18歳未満	77	33	39	149
18歳以上	72	59	102	233
合 計	149	83	131	382

●精神障害者保健福祉手帳（単位：人）

級 別	人 数
1 級	51
2 級	258
3 級	113
合 計	422

資料：白井市障害福祉課（平成 31 年度末現在）

(2) 近年の障がい者（児）数の傾向

身体障がい

平成 31 年度末における身体障害者手帳の等級を見ると、1 級が 573 人で最も多く、1・2 級を合わせた重度者では 805 人となり、全体のほぼ半数を占めています。年齢別では、65 歳以上の方が 7 割近くを占めています。

知的障がい

平成 31 年度末における療育手帳所持者の合計 382 人中、18 歳未満が 149 人（約 39%）で、18 歳以上が 233 人（約 61%）となっています。手帳の程度では、軽度が 149 人（約 39%）で最も多くなっていますが、18 歳未満では、重度者の割合が平成 26 年度末と比べて約 5%上昇しています。

精神障がい

平成 31 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は 422 人で、26 年度末と比べて 171 人、約 1.7 倍増加しています。等級別の内訳では、2 級が 258 人（約 61%）を占めています。年代としては 20 歳以上 65 歳未満が多く、8 割以上を占めています。

(3) 「難病等受給者証」所持者数の状況

本市が把握している、平成 30 年度末における難病等患者数は、特定医療費（指定難病）の受給者証所持者が 342 人で、総人口のおよそ 0.5%、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が 67 人で、総人口のおよそ 0.1%となっています。

特定医療費（指定難病）の受給者数は平成 28 年度以降漸減していますが、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばいとなっています。

■ 「難病等受給者証」所持者数

年度	総人口（人）	特定医療費（指定難病）（人）	小児慢性特定疾病医療費（人）
平成 26 年度	62,816	368	67
平成 27 年度	63,175	389	69
平成 28 年度	63,404	398	66
平成 29 年度	63,772	358	68
平成 30 年度	63,555	342	67

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

(4)「障害支援区分」認定の状況

障害支援区分別の障害福祉サービス等支給決定者数を見ると、いずれの年も「区分 6」の人が最も多く、合計としては毎年度増加している状況です。平成 31 年度においては、「区分 2」の増加率が一番高くなっています。

■障害支援区分別支給決定者数の推移

(単位：人)

年度	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
平成 29 年度	5	16	21	25	21	39	127
平成 30 年度	5	15	32	27	19	41	139
平成 31 年度	3	24	37	27	20	46	157

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

☆障害支援区分：障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど必要とされる支援の度合いが大きくなります。移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通及び行動障害等に関連する項目からなる認定調査の結果及び医師の意見書等に基づき、一次判定（コンピュータ判定）、二次判定（市町村審査会）を通して決定されます。

2 「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」の達成状況

(1) 成果目標の達成状況

福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数	数値
【目標値】	3人
【令和2年度末実績見込み】	0人
達成率(%)	0%

福祉施設入所者削減数	数値
【目標値】	1人
【令和2年度末実績見込み】	0人
達成率(%)	0%

平成30年度、平成31年度ともに地域生活移行の実績がありませんでしたので、計画期間内の達成は難しい見込みです。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場	数値
【目標値】	設置
【令和2年度末実績見込み】	未設置
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

地域生活支援拠点☆等の整備

☆地域生活支援拠点:居住支援機能と地域支援機能の一体的整備推進を目的に整備される拠点で、地域内で相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成等の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したものとされています。

地域生活支援拠点等の整備	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	1 か所
達成状況	達成

平成 31 年度に 1 か所設置完了のため、計画期間内に達成できる見込みです。

福祉施設から一般就労への移行

令和2年度の年間一般就労者数 (就労移行支援事業等を通じて、同年中に福祉施設利用から一般就労に移行した人)	数値
【目標値】	14人
【実績見込み】	15人
達成率(%)	107%

年間一般就労者数は、ここでは、障害福祉サービスの通所等利用（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、施設入所支援）から一般就労に移行した人の数としているが、平成30年度、平成31年度ともに目標値を達成しているため、令和2年度も目標を達成できる見込みです。

令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	数値
【目標値】	20人
【実績見込み】	23人
達成率(%)	115%

就労移行支援事業利用者数は、平成30年度、平成31年度ともに目標値を達成しているため、令和2年度も目標を達成できる見込みです。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所 (市内)の割合	数値
【目標値】	50%
【実績見込み】	100%
達成率(%)	200%

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、年度当初時点における事業所ごとの支給決定者数に対する、同事業所から年度内に一般就労した人の割合を就労移行率とし、それが3割以上となった事業所の割合を示す。平成30年度、平成31年度ともに目標値を達成しているため、令和2年度も目標を達成できる見込みです。

就労定着支援の開始から1年後の職場定着率	数値
【目標値】	80%
【実績見込み】	71.4%
達成率 (%)	89%

就労定着支援の開始から1年後の職場定着率については、前年度実績の見込みでは、目標値の達成は難しい見込みです。

障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター設置数	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

令和 4 年度に「白井市児童発達支援センター」を「指定事業所」から「児童発達支援センター」に変更する予定で協議しておりますので、計画期間内の目標値達成は難しい見込みです。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	数 値
【目標値】	実施
【令和 2 年度末実績見込み】	未実施
達成状況	未達成

「児童発達支援センター」設置に合わせて、サービス開始予定となっておりますので、計画期間内の目標値達成は難しい見込みです。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	数 値
【目標値】	1 か所
【令和 2 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	数 値
【目標値】	1 か所
【令和2年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	数 値
【目標値】	設置
【令和2年度末実績見込み】	未設置
達成状況	未達成

具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

(2) 指定障害福祉サービス・相談支援の計画値（見込み量）と実績値

訪問系サービス

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護（時間/月）	-	-	-	-
重度訪問介護（時間/月）	-	-	-	-
同行援護（時間/月）	-	-	-	-
行動援護（時間/月）	-	-	-	-
重度障害者等包括支援 （時間/月）	-	-	-	-
合計時間数（時間/月）	2,538	2562	2,646	2594
見込比（%）	100.9		98.0	

日中活動系サービス

生活介護

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	1,520	1,415	1,558	1,496
見込比（%）	93.1		96.0	

自立訓練（機能訓練）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	12	7	18	37
見込比（%）	58.3		205.6	

自立訓練（生活訓練）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	153	113	153	102
見込比（%）	73.9		66.7	

就労移行支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	270	274	285	455
見込比（%）	101.5		159.6	

就労継続支援（A型）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	204	272	238	363
見込比（%）	133.3		152.5	

就労継続支援（B型）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	880	842	880	892
見込比（%）	95.7		101.4	

就労定着支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人日/月）	12	3	12	6
見込比（%）	25.0		50.0	

療養介護

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	1	1	1
見込比（%）	100.0		100.0	

短期入所（ショートステイ）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	45	49	45	41
見込比（%）	108.9		91.1	

◇居住系サービス

自立生活援助

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	0	1	0
見込比（%）	0		0	

共同生活援助（グループホーム）

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	28	32	29	42
見込比（%）	114.3		144.8	

施設入所支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	24	23	24	25
見込比（%）	95.8		104.2	

◇相談支援

計画相談支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	19	39	21	54
見込比（%）	205.2		257.1	

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

〈地域移行支援〉	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	2	0.3	2	0
見込比（%）	15.0		0	
〈地域定着支援〉	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	0.5	1	0
見込比（%）	50.0		0	

(3) 障害児通所支援等の計画値（見込み量）と実績値

◇障害児通所支援

児童発達支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	562	600	585	613
見込比（％）	106.8		104.8	

医療型児童発達支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（％）	—		—	

放課後等デイサービス

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	1,131	1,071	1,248	1,148
見込比（％）	94.7		92.0	

居宅訪問型児童発達支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（％）	—		—	

保育所等訪問支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0.1
見込比（％）	—		—	

◇相談支援

障害児相談支援

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	11	18	13	24
見込比（%）	163.6		184.6	

◇医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
配置数（人）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	

◇障がい児受け入れ

子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

事業所名 延べ人数（人/月）	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
保育所	23	35	23	35
認定こども園	2	1	2	1
幼稚園	6	37	8	66
放課後児童健全育成事業	7	18	7	33
事業所内保育	2	0	2	0
その他（小規模保育所等）	0	0	1	0
合計	40	91	43	135
見込比（％）	227.5		314.0	

(4) 地域生活支援事業の計画値（見込み量）と実績値

◇必須事業

理解促進研修・啓発事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	有	有	有	有
見込比 (%)	—		—	

自発的活動支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	有	無
見込比 (%)	—		—	

相談支援事業

障害者相談支援事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置数（箇所）	2	2	2	2
見込比 (%)	100.0		100.0	
・基幹相談支援センター（有無）	無	無	無	無
見込比 (%)	—		—	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	有	無	有
見込比 (%)	—		—	
住宅入居等支援事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比 (%)	—		—	

成年後見制度利用支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	3	3	3	3
見込比（%）	100.0		100.0	

成年後見制度法人後見支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比（%）	—		—	

意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置実人数（人/年）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	
手話通訳者派遣事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
要約筆記者派遣事業	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	5（2 サービス合計）	6	5（2 サービス合計）	6
見込比（%）	120.0		120.0	

日常生活用具給付等事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具				
給付等件数 (件/年)	4	1	4	0
見込比 (%)	25.0		0.0	
自立生活支援用具				
給付等件数 (件/年)	12	5	12	4
見込比 (%)	41.7		33.3	
在宅療養等支援用具				
給付等件数 (件/年)	3	5	3	4
見込比 (%)	166.7		133.3	
情報・意思疎通支援用具				
給付等件数 (件/年)	20	17	20	6
見込比 (%)	85.0		30.0	
排せつ管理支援用具				
給付等件数 (件/年)	862	1,009	888	1,138
見込比 (%)	117.1		128.2	
居宅生活動作補助用具				
(住宅改修費)				
給付等件数 (件/年)	2	3	2	2
見込比 (%)	150.0		100.0	

手話奉仕員養成研修事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
修了実人数 (人/年)	2	8	2	9
見込比 (%)	400.0		450.0	

移動支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	58	65	58	74
見込比（％）	112.1		127.6	
延べ利用時間（時間/年）	7,843	7,634	7,843	7,799
見込比（％）	97.3		99.4	

地域活動支援センター

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
市内設置数（箇所）	1	1	1	1
見込比（％）	100.0		100.0	
利用実人数（人/年）	66	64	68	59
見込比（％）	97.0		86.8	
他市町村利用箇所数（箇所）	4	3	4	2
見込比（％）	75.0		50.0	
利用実人数（人/年）	24	24	26	16
見込比（％）	100.0		61.5	

◇任意事業

日中一時支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ利用人数（人/月）	43	53	46	57
見込比（%）	123.3		123.9	

② 訪問入浴サービス事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	2	3	2	3
見込比（%）	150.0		150.0	

自動車運転免許取得費補助事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	1	1	0
見込比（%）	100.0		—	

自動車改造費補助事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	2	0	2	2
見込比（%）	—		100.0	

3 アンケート・ヒアリング調査結果の要点

(1) 「白井市障害福祉計画、障害児福祉計画の改定に向けたアンケート調査」

本計画の策定に先立って、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者の市民及び障害者手帳を取得していない市民の方々を対象に、アンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

調査の目的

- ・指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等のそれぞれについて、種類ごとのニーズを把握すること
- ・より効果的・効率的な障害福祉サービスの実施に向け、利用者等の意見を把握すること

調査実施概要

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障害者手帳を取得していない市民	通算
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	無作為抽出	3,067人
(2) 対象者数	1,444人	329人	394人	900人	
(3) 抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査	住民基本台帳からの無作為抽出	
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	令和2年1月10日～1月31日				
(6) 回収結果					
・有効回収数	938通	188通	196通	388通	1,710通
・有効回収率	65.0%	57.1%	49.7%	43.1%	55.8%

調査結果

以下に、調査結果からみた障がいのある人の福祉サービスについての要望、障がいのない人からの意見等についての要点をまとめて示します。

福祉サービスについて困っていること、心配なこと（身体・知的・精神障がい者）

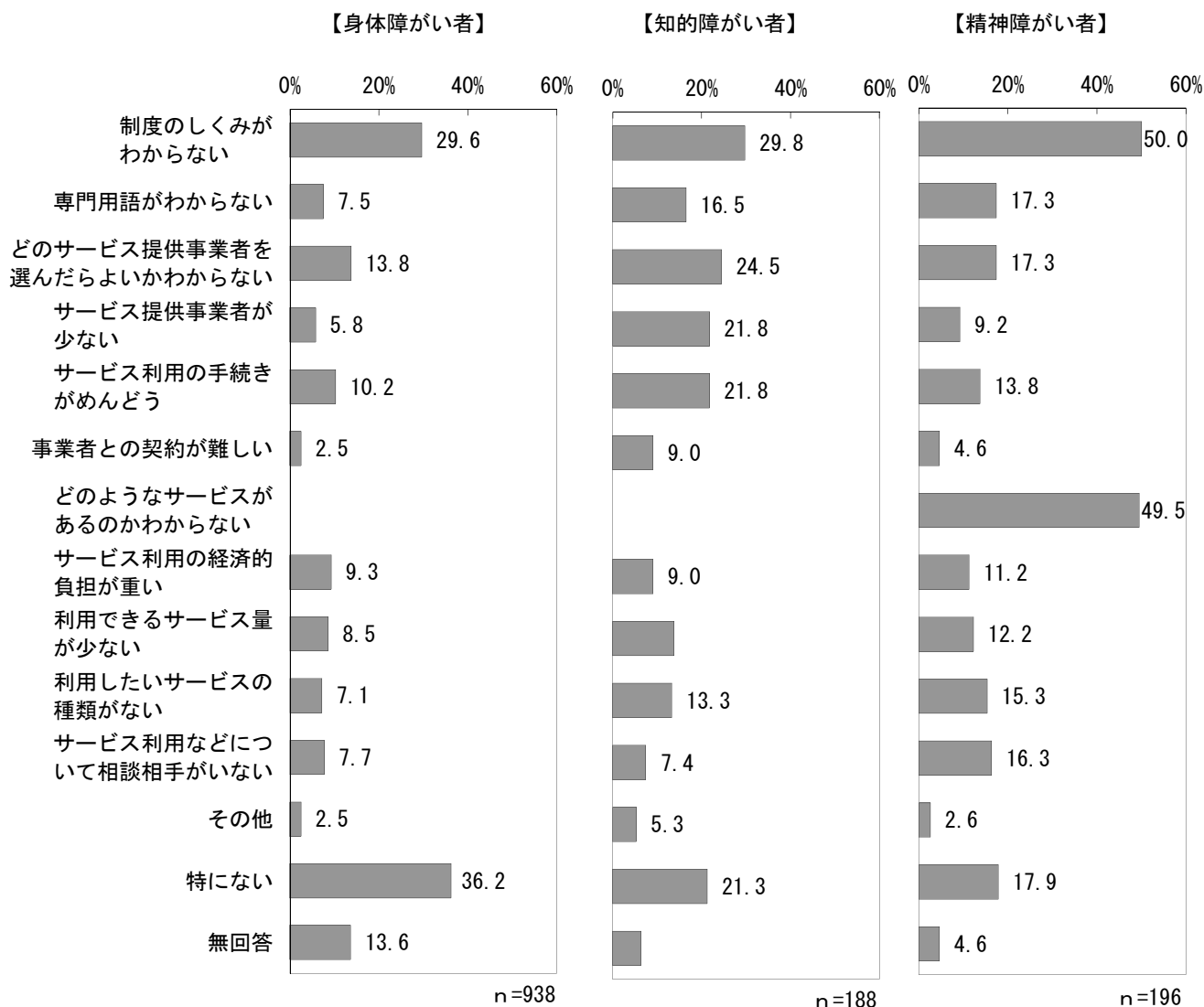
（＊複数回答）

市が行っている障がいのある人のための福祉サービスについて、困っていることや心配なことについては、身体障がい者では、「特にない」が36.2%と最も多く、次いで、「制度のしくみがわからない」が29.6%、「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」が13.8%となっています。

知的障がい者では、「制度のしくみがわからない」が29.8%と最も多く、次いで、「どのサービス提供事業者を選んだら、よいかわからない」が24.5%、「サービス提供事業者が少ない」「サービス利用の手続きがめんどろ」がともに21.8%となっています。

精神障がい者では、「制度のしくみがわからない」が50.0%と最も多く、次いで、「どのようなサービスがあるのかわからない」が49.5%となっています。

利用者にとって障害福祉サービスが複雑なものになっていることが伺えます。



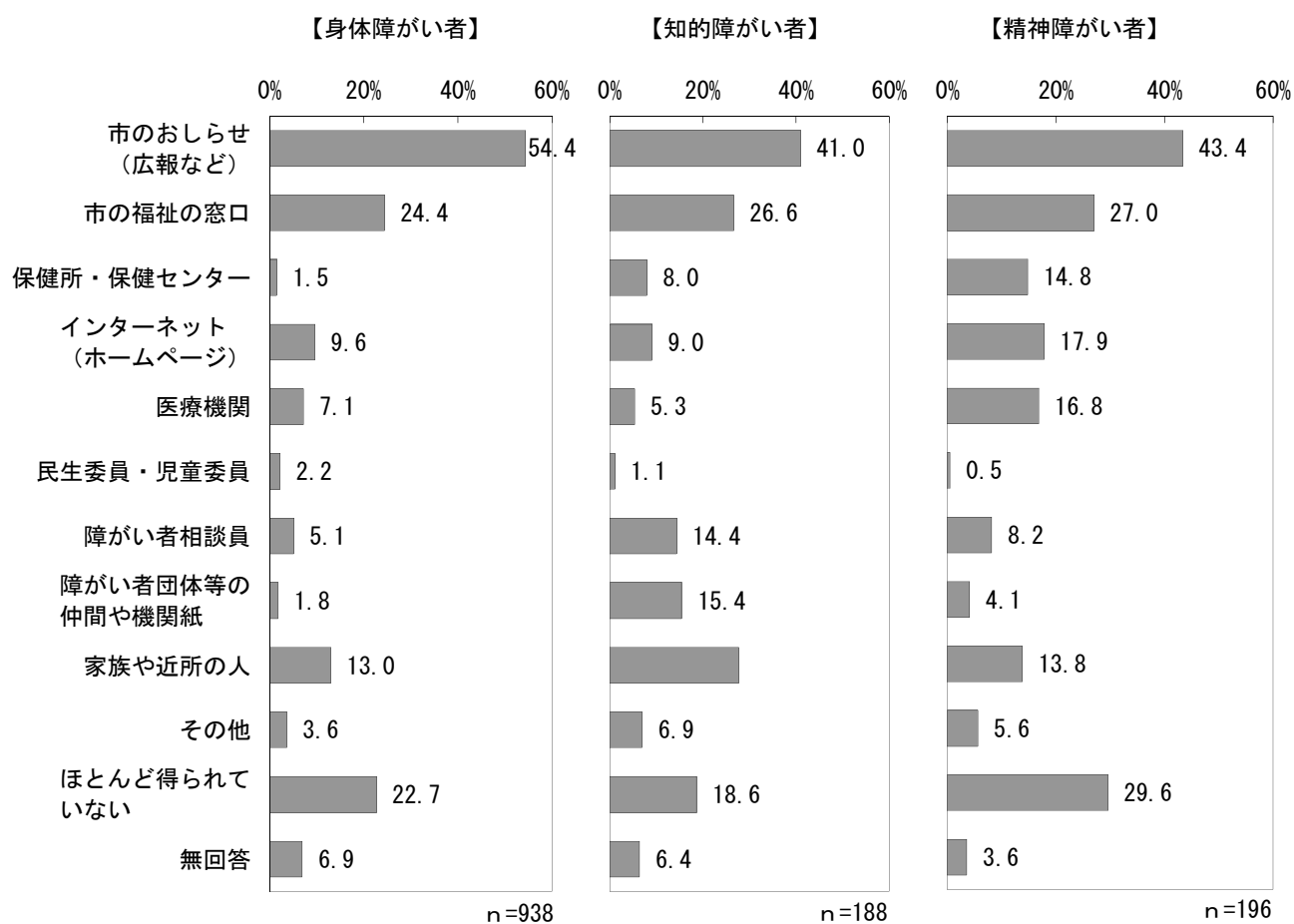
市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報の入手先

市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報を入手する先は、身体障がい者では、「市のおしらせ（広報など）」が 54.4%と最も多く、次いで、「市の福祉の窓口」が 24.4%、「家族や近所の人」が 13.0%となっています。また、「ほとんど得られていない」と回答した人が 22.7%となっています。

知的障がい者では、「市のおしらせ（広報など）」が 41.0%と最も多く、次いで、「家族や近所の人」が 27.7%、「市の福祉の窓口」が 26.6%となっています。また、「ほとんど得られていない」と回答した人の割合が 18.6%となっています。

精神障がい者では、「市のおしらせ（広報など）」が 43.4%と最も多く、次いで、「市の福祉の窓口」が 27.0%、「インターネット（ホームページ）」が 17.9%となっています。

なお、「ほとんど得られていない」と回答した人の割合が 29.6%となっています。

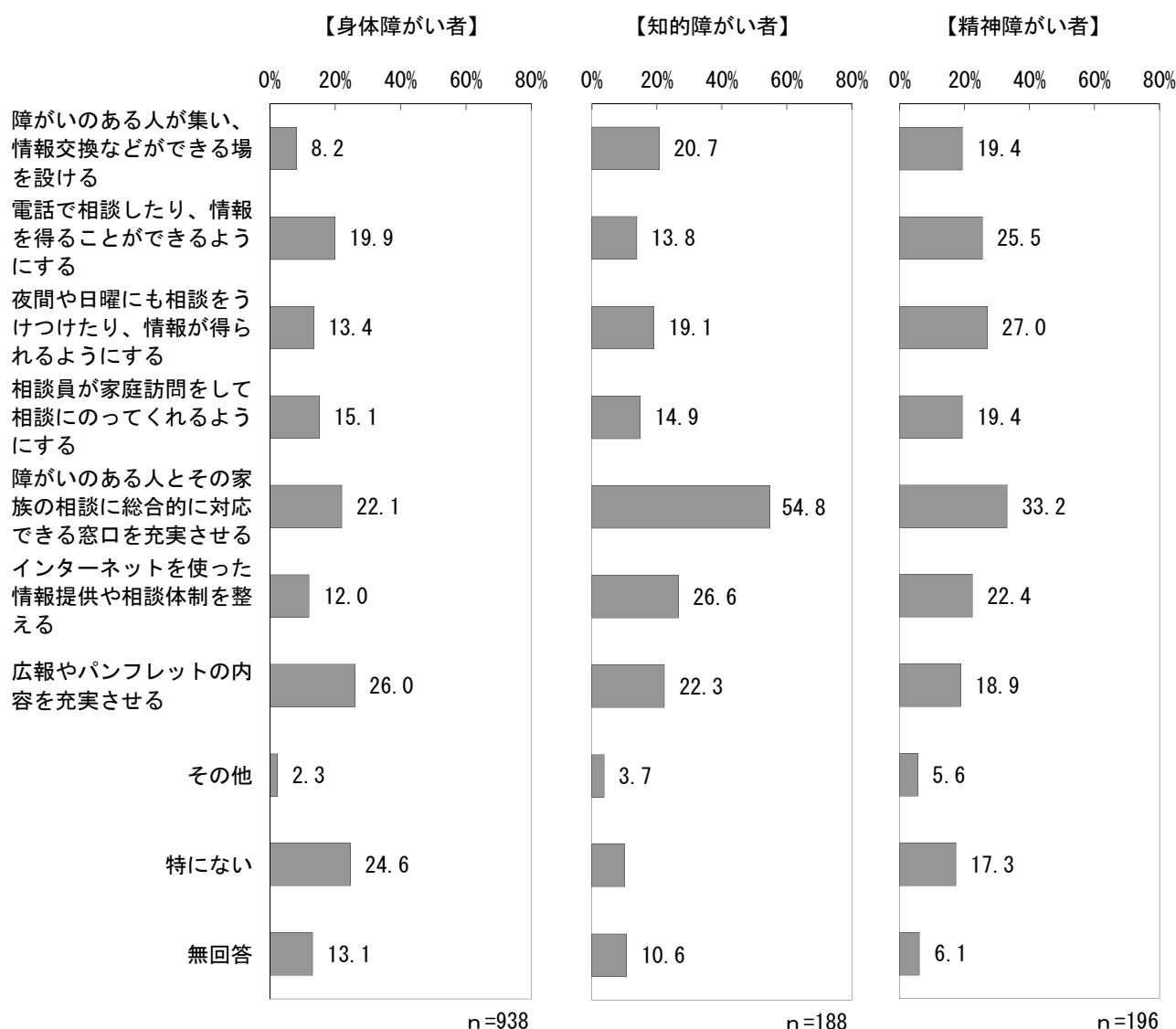


③ 日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについての改善点

相談や福祉サービスの情報提供などで改善が必要な点については、身体障がい者では、「広報やパンフレットの内容を充実させる」が 26.0%と最も多く、次いで、「特にない」が 24.6%、「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 22.1%となっています。

知的障がい者では、「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 54.8%と最も多く、次いで、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が 26.6%、「広報やパンフレットの内容を充実させる」が 22.3%となっています。

精神障がい者では、「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 33.2%と最も多く、次いで、「夜間や日曜にも相談をうけついたり、情報が得られるようにする」が 27.0%、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」が 25.5%となっています。

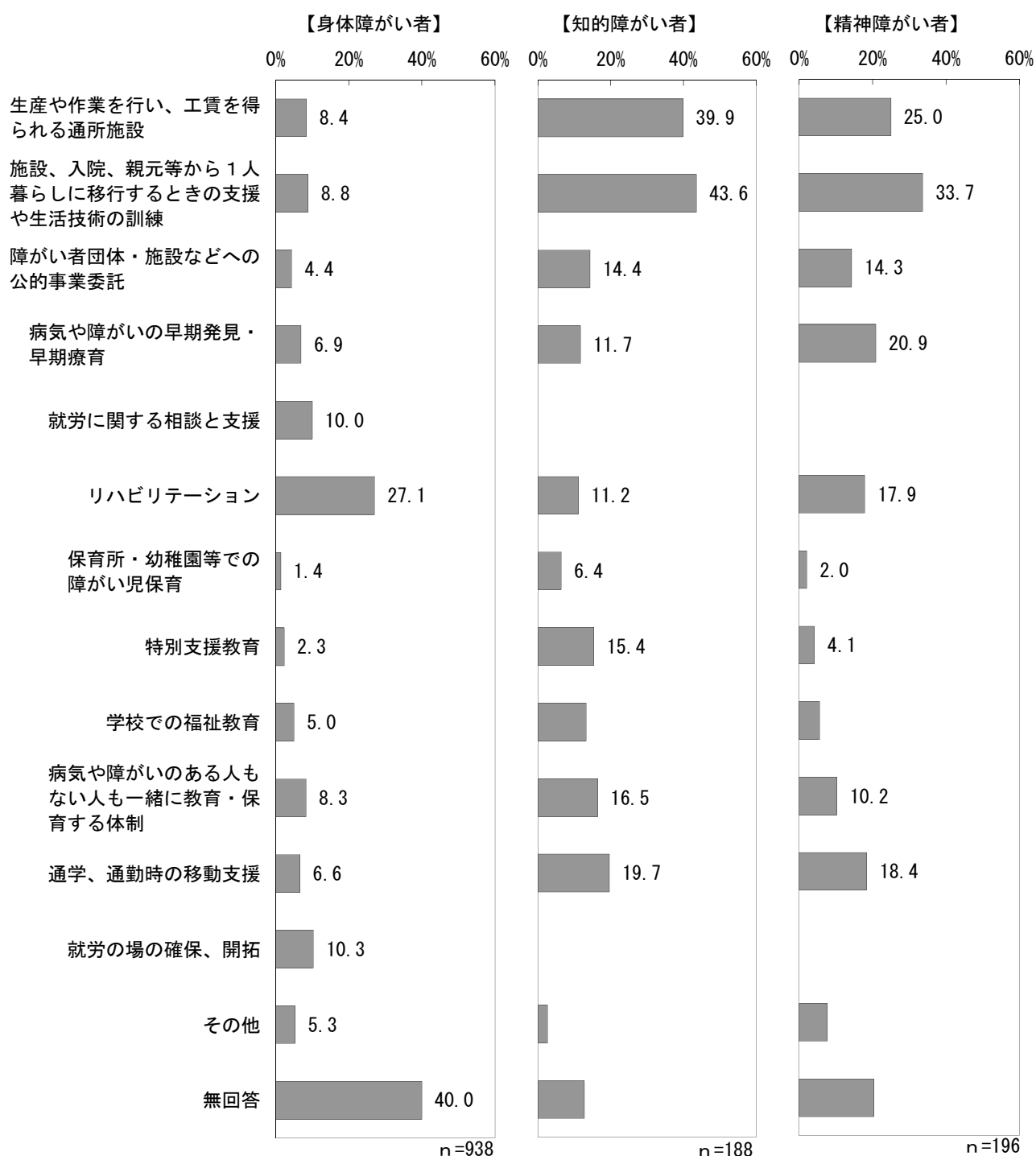


就労・訓練・教育

就労・訓練・教育に関して特に力を入れてほしいものについては、身体障がい者では、「リハビリテーション」が27.1%と最も多く、次いで、「就労の場の確保、開拓」が10.3%、「就労に関する相談と支援」が10.0%となっています。

知的障がい者では、「施設、入院、親元等から1人暮らしに移行するときの支援や生活技術の訓練」が43.6%と最も多く、次いで、「生産や作業を行い、工賃を得られる通所施設」が39.9%、「通学、通勤時の移動支援」が19.7%となっています。

精神障がい者では、「施設、入院、親元等から1人暮らしに移行するときの支援や生活技術の訓練」が33.7%と最も多く、次いで、「生産や作業を行い、工賃を得られる通所施設」が25.0%、「病気や障がいの早期発見・早期療育」が20.9%となっています。

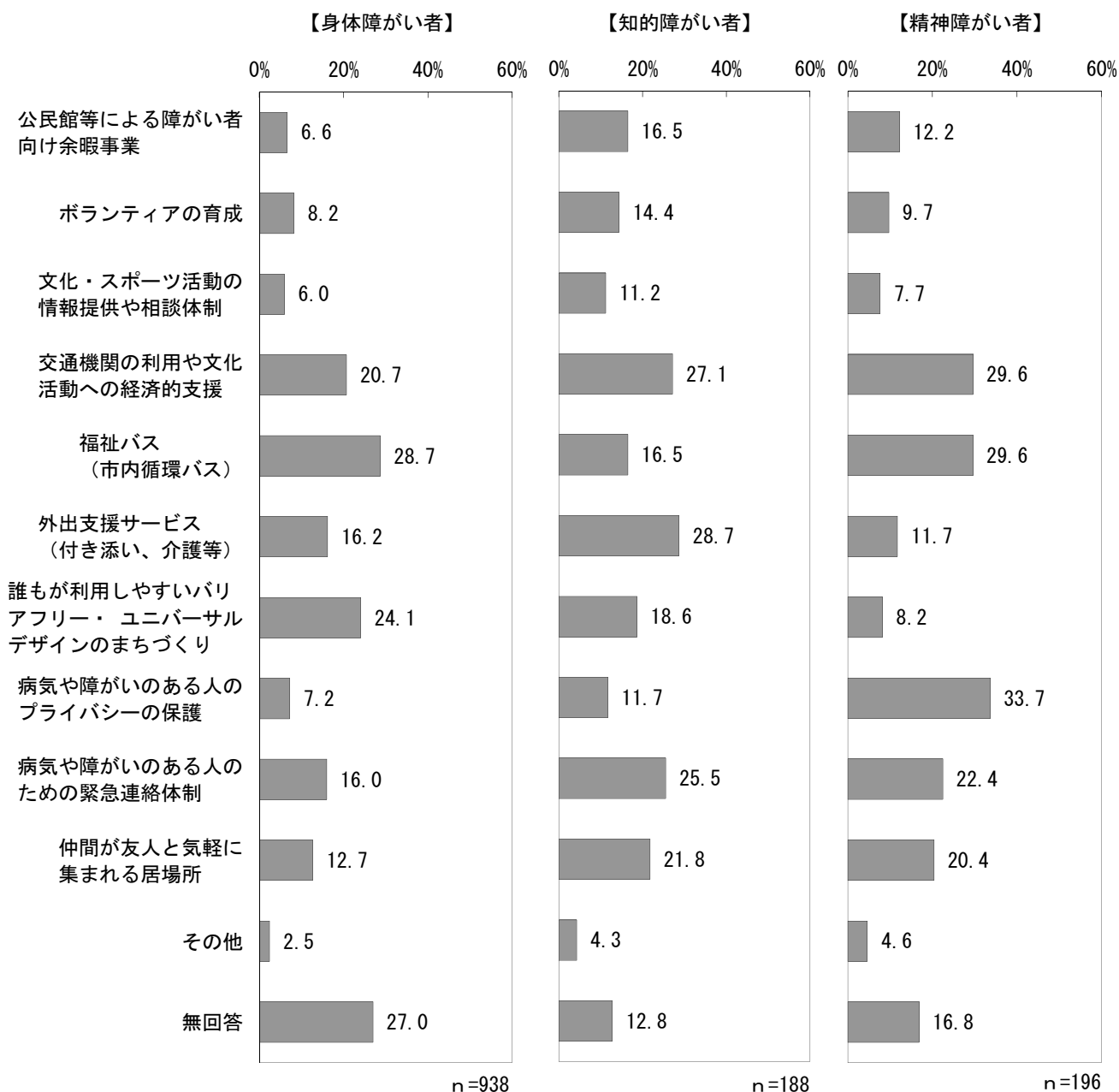


社会的活動

社会的活動に関して特に力を入れてほしいものについては、身体障がい者では、「福祉バス（市内循環バス）」が28.7%と最も多く、次いで、「誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり」が24.1%、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が20.7%となっています。

知的障がい者では、「外出支援サービス（付き添い、介護等）」が28.7%と最も多く、次いで、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が27.1%、「障がいのある人のための緊急連絡体制」がともに25.5%となっています。

精神障がい者では、「障がいのある人のプライバシーの保護」が33.7%と最も多く、次いで、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」「福祉バス（市内循環バス）」がともに29.6%となっています。

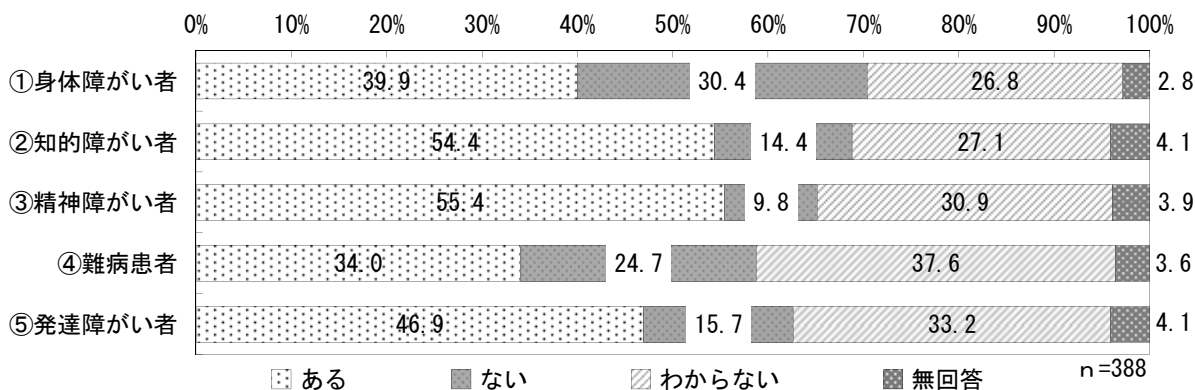


地域社会における障がいのある人への差別・偏見

障がいのある人に対する差別・偏見が「ある」と回答した人は、精神障がい者に対してが55.4%と最も多く、次いで、知的障がい者に対してが54.4%となっています。

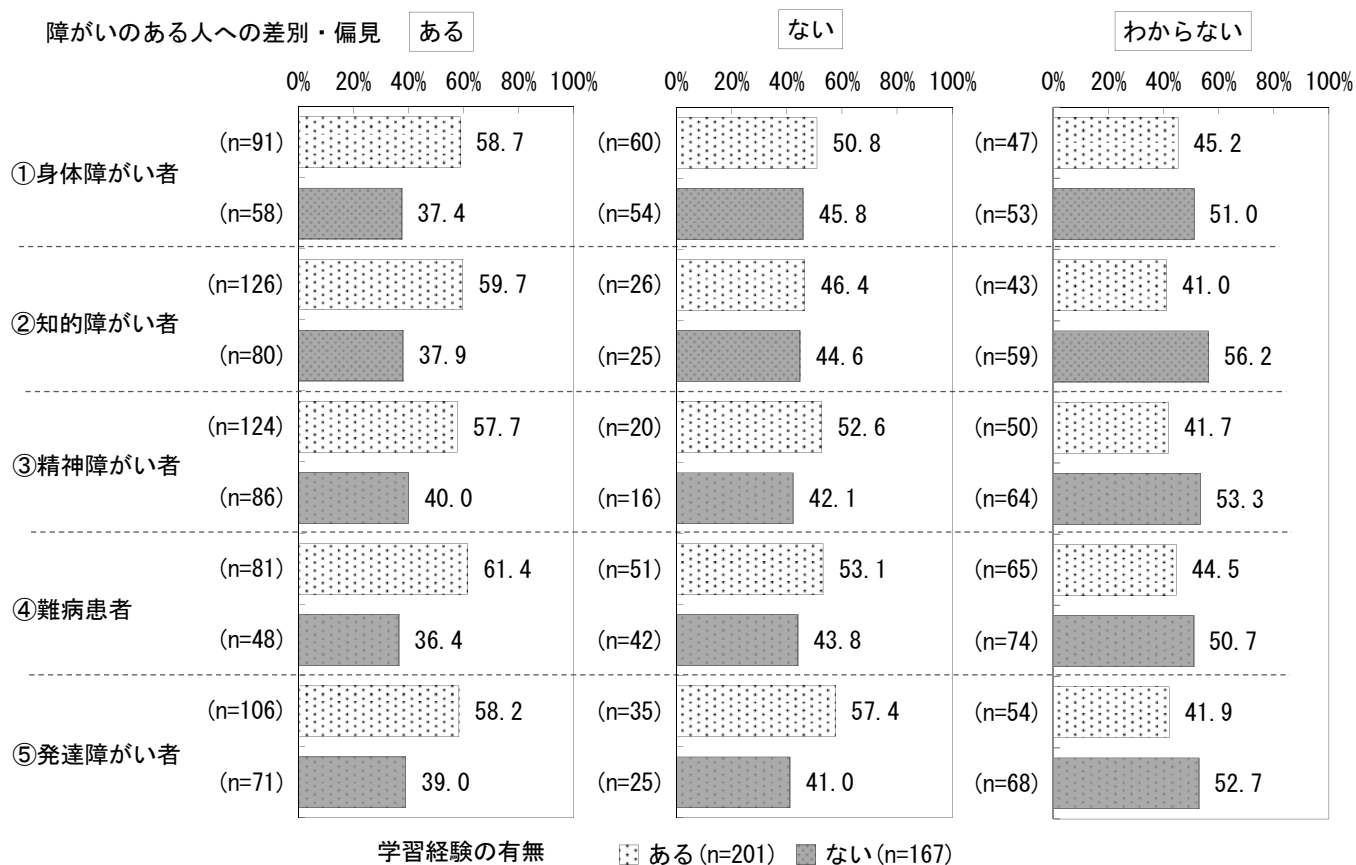
なお、いずれの障がい者に対しても「わからない」と回答した人が3割前後となっています。

【障害者手帳を所持しない市民】



学習経験の有無別の、地域社会の中の障がいのある人への差別・偏見の認識

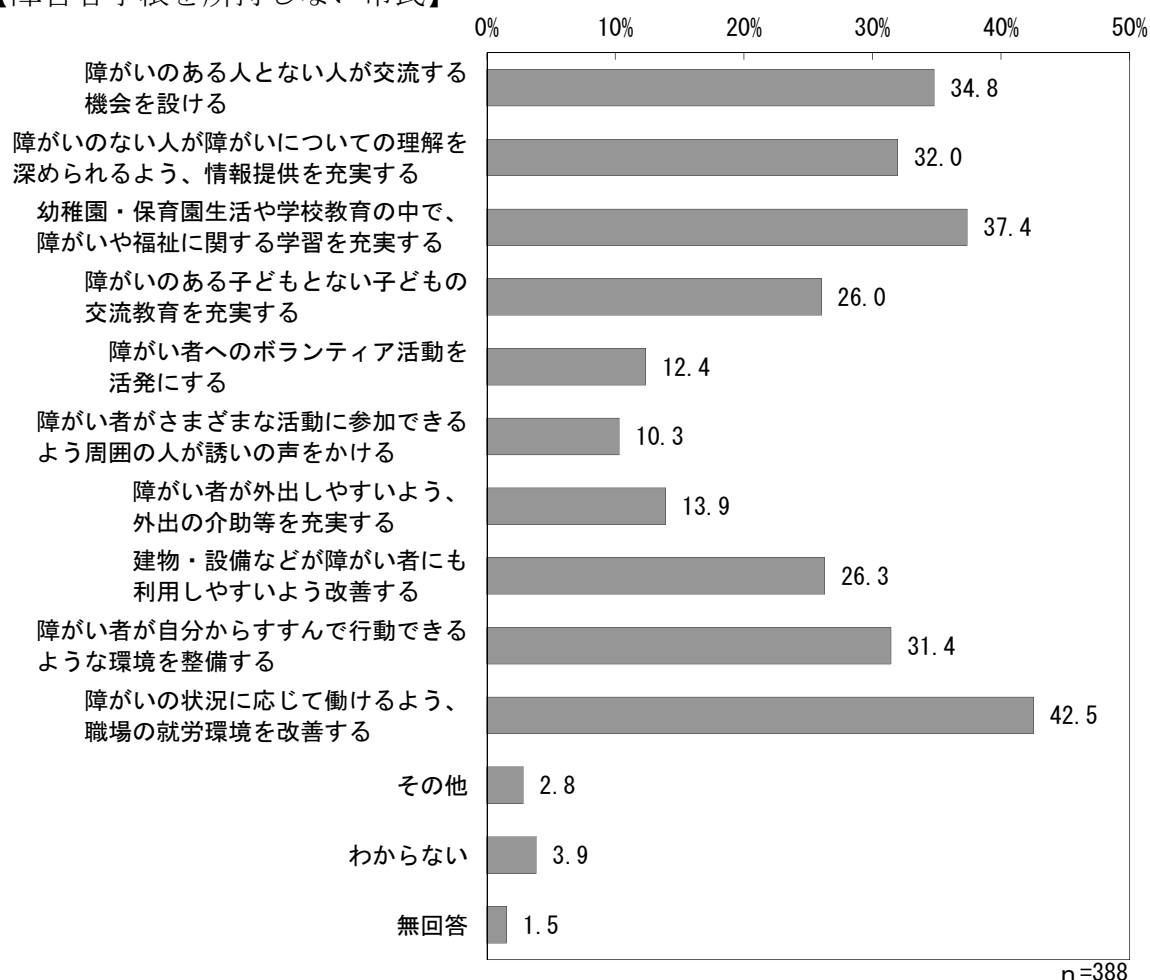
障がいあるいは障がいのある人への対応を学んだ経験がある人では、学んだ経験がない人と比較して、障がい者のある人への差別・偏見が「ある」と回答した人が多くなっています。また、障がい者への差別・偏見があるかどうか「わからない」と回答した人は、学んだ経験がない人の方が多くなっています。



障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくるために必要なこと

障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくっていくために必要だと思うことについては、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」が 42.5%と最も多く、次いで、「幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」が 37.4%となっています。

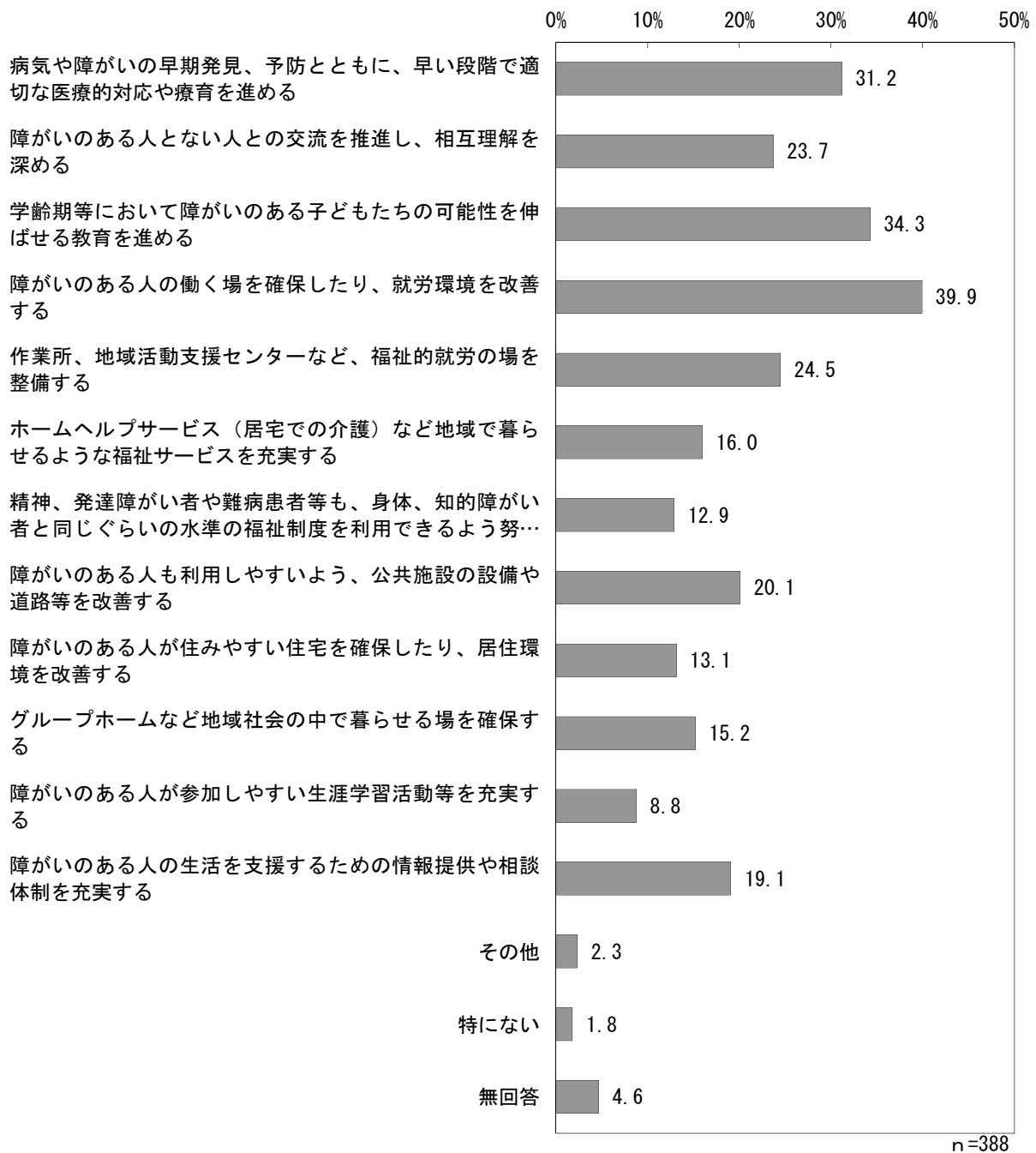
【障害者手帳を所持しない市民】



障がいのある人のために、特に力を入れる必要があると思う施策

市としてこれから、障がいのある人のために力を入れる必要がある施策については、「障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」が39.9%と最も多く、次いで、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」が34.3%となっています。

【障害者手帳を所持しない市民】



自由記入欄に寄せられた意見（障害福祉サービス等に関するもの）

自由記入欄に寄せられたご意見のうちで、障害者手帳所持者に共通して多かったのは「サービス・施設の情報がわからない」「気軽に相談できる障がい者の総合窓口を設置してほしい、手続きの簡略化」「経済的な支援を充実させてほしい」「交通が不便、バスや送迎を充実させてほしい」等でした。

知的、精神障がい者手帳所持者に共通して多かったご意見は、「グループホーム、短期入所の施設を市内にもっと増やしてほしい」でした。精神障がい者手帳所持者に共通して多かったご意見は、「プライバシー保護の徹底、障がい者と知られたくない」等でした。障がい者手帳を所持しない市民に多かった意見は、「道幅や段差等のバリアフリー化が必要」「障がいに触れる機会、幼少期からの障がい教育の充実」等がありました。

自由記入回答中のご意見（※上位のものを抜粋）

身体障がい者（累計回答数 211 件）	件数
福祉サービスについて	42
相談体制及び情報収集・提供について	38
移動・交通手段について	28

知的障がい者（累計回答数 78 件）	件数
福祉サービスについて	15
施設・グループホームについて	13
教育について	9

精神障がい者（累計回答数 70 件）	件数
福祉サービスについて	19
相談体制及び情報収集・提供について	19
アンケートについて	6

障害者手帳を所持しない市民（累計回答数 107 件）	件数
ボランティア活動・社会参加・集会について	17
障がい者教育について	16
障がい者施策の啓発広報活動について	14

難病患者（累計回答数 30 件）	件数
経済的支援（難病見舞金制度の復活等）	5

(2) 団体等ヒアリング調査

本計画の策定に先立って、市内の障がい者関係団体及び計画相談支援事業者を対象にヒアリング調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

調査の目的

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況やご意見など、アンケート調査では取得しにくい定性的な情報を収集すること。

調査実施概要

区分	障がい者関係団体						計画相談支援事業者		
	対象者	白井市視覚障害者 白井あゆみの会	白井市身体障害者 友の会「にこにこ」	白井市聴覚障害者 協会(友の会)	いちごの会	白井市手をつなぐ育成会	しらゆりの会	座ぐり(社会福祉法人フラット)	アサシテ (特定非営利活動法人ぼれぼれ・ちば)
実施日	R2. 3. 24	R2. 3. 24	R2. 3. 25	R2. 3. 26	R2. 3. 26	R2. 3. 26	R2. 3. 25	R2. 3. 25	
出席者数	5名 + ヘルパー5名	1名	1名 + 通訳者 1名	2名	4名	3名	2名	2名	
実施場所	白井市保健福祉センター							アサシテ 事務所内	

調査結果（主なご意見）

■事業運営上の課題について

相談業務が2年間で約2倍に増えているが、受ける職員が足りなく、研修の時間もなかなかとれず、病院等に比べると給与が低くなってしまいうので、人材の確保、育成が難しい状況。社会参加を促すにも1人1人時間がかかるため、制度の利用期間見直しの要望等もありました。各事業所の人材確保、育成への対策、制度見直しが必要です。

■地域生活について

地域生活については、タクシー券の増加や歩きやすい歩道の整備の要望等、移動手段の確保についての意見が多くあり、歩道の整備や公共の場等で円滑に移動しやすいまちづくりが必要です。また、各サービスについてのわかりやすい情報提供の在り方等についての要望や、親亡き後を見据えた居住の場の確保についても意見が寄せられたことから、各種情報提供方法の充実や障がい者の居住する場の確保が必要となっています。

■合理的配慮について

合理的配慮については、市役所内でのガイドヘルプは市職員が行ってほしいという要望があり、市職員の障がいに対する理解や教育の充実が求められています。また、配慮が必要な人とわかるようにヘルプマーク、ヘルプカードのさらなる普及、聴覚障がい者に対し、緊急対応時の情報提供の在り方や筆談では漢字を多く利用する等の意見があり、障がい者理解と普及啓発の充実が必要となります。

さらに、障がいをお持ちのお子さんに対する配慮やメンタルヘルスに関する普及啓発についても充実させていくことが重要です。

■差別解消について

差別解消については、正しい理解のため、小学生のうちから教育が必要であることや、市民の方に対し、障がいに対する理解を教育の一環として組み込んでほしい。特別支援学校への現場研修等を行って、学校の先生の障がいに対する理解の向上を図ってほしい等の意見があり、障がいに関する教育の充実やインクルーシブ教育の推進が必要です。

■共生社会について

共生社会については、外出時のバリアフリー（段差、施設のドア等）についてや、手話言語条例を市で制定し、手話の普及に努めてもらいたいという意見がありました。また、学校教育時代から、特別支援学校等との交流の必要や障がい者施設等に、一般の方が訪れやすくして、交流できるような仕組みが必要という意見があり、一般の方と障がい者も互いに住みやすい社会を構築していくことが必要となっています。

また、手話への理解と普及促進を通じて、市民一人ひとりが多様性を認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すための手話言語条例について検討が必要です。

■障がい福祉サービス等の現状について

音声血圧計を日常生活用具の対象とすることや利用したい時にすぐ手話通訳者を呼べる仕組みづくり、市の窓口（福祉課や市民課等）に手話ができる人を設置する等の意見や、ファミリーサポートサービスの対象年齢の引き上げ、親が同行していても移動支援が利用できるようにしてほしい等の意見があり、各障がい福祉サービスの充実や、市の窓口への手話通訳者の設置等新たな仕組みを検討することが必要です。

また、福祉ガイドブックを読んでも、障がい福祉サービスの制度がわからないという意見もあることから、効果的な情報提供の在り方について検討していく必要があります。

■障がい者雇用について

障がいの特性に応じた、雇用側の配慮や理解の必要性、手話が分かる人の配置についてや、職場までの通勤方法の配慮等について意見があり、雇用する企業への啓発を充実し、企業側の理解を向上させる取り組みが必要です。

また、障がいの特性や服薬による影響等も考慮した就労条件や職場環境の調整を行ってくれるジョブコーチ等の充実について検討する必要があります。

■災害対策について

災害時等にラジオやHPへアクセスすれば音声が出るサービスや、災害マップの点字化、音声化についてや、災害時に市職員が避難所までガイドする仕組みの必要性等の意見があることから、災害時における障がい者に対する支援方法を再検討する必要があります。また、避難所には障がいのある子どもの専用部屋の用意等、障がいを配慮した避難所が必要との意見があり、福祉避難所の拡充や障がい者専用の居室等の確保について検討する必要があります。

■その他

市主催での障がい者が交流できるイベント等の開催や行政に携わる（市職員等）全ての人に障がい（特性）を理解してもらうための研修会の開催等の意見があり、市職員はもとより、一般の市民の方を対象にした障がいの理解のための学習会の開催や情報提供を充実させていくことが必要です。

(3) 意見・要望等への対応について

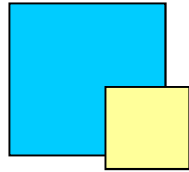
アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見について、「共同生活援助（グループホーム）の整備」や、「相談支援員の不足」に対応するため、事業所の安定運営の支援や新たな事業者の参入等の促進を図り、ニーズに合わせたサービス提供量の確保に努めます。

就労や社会参加において、障がい理解が必要であり、「幼少期から障がいに触れたり、障がい教育することが重要」という意見が多くみられましたので、幼少期から健常児者と障がい児者が、共に集団生活ができる環境整備や障がいについて学べる機会を設けてまいります。

また、「交通面の不便さ、移動手段の確保」が多くご意見としてあり、就労や社会参加等のネックになっているものと考えられます。「経済的支援」の要望も数多くあり、限りある財源の中で、費用対効果を検討しながら、就労等のさらなる支援に努めてまいります。

障がい福祉サービスの複雑さ等もあり、アンケート、ヒアリングともに「サービス、施設の情報がない」という意見が数多くみられました。一人一人障がいの状態や生活状況が異なるため、一律の説明や保健福祉ガイドブックの配布では、理解が難しい状況となっております。一人一人の困りごとに対するサービス、情報提供が行えるよう相談先の周知徹底や情報発信の工夫に努めてまいります。

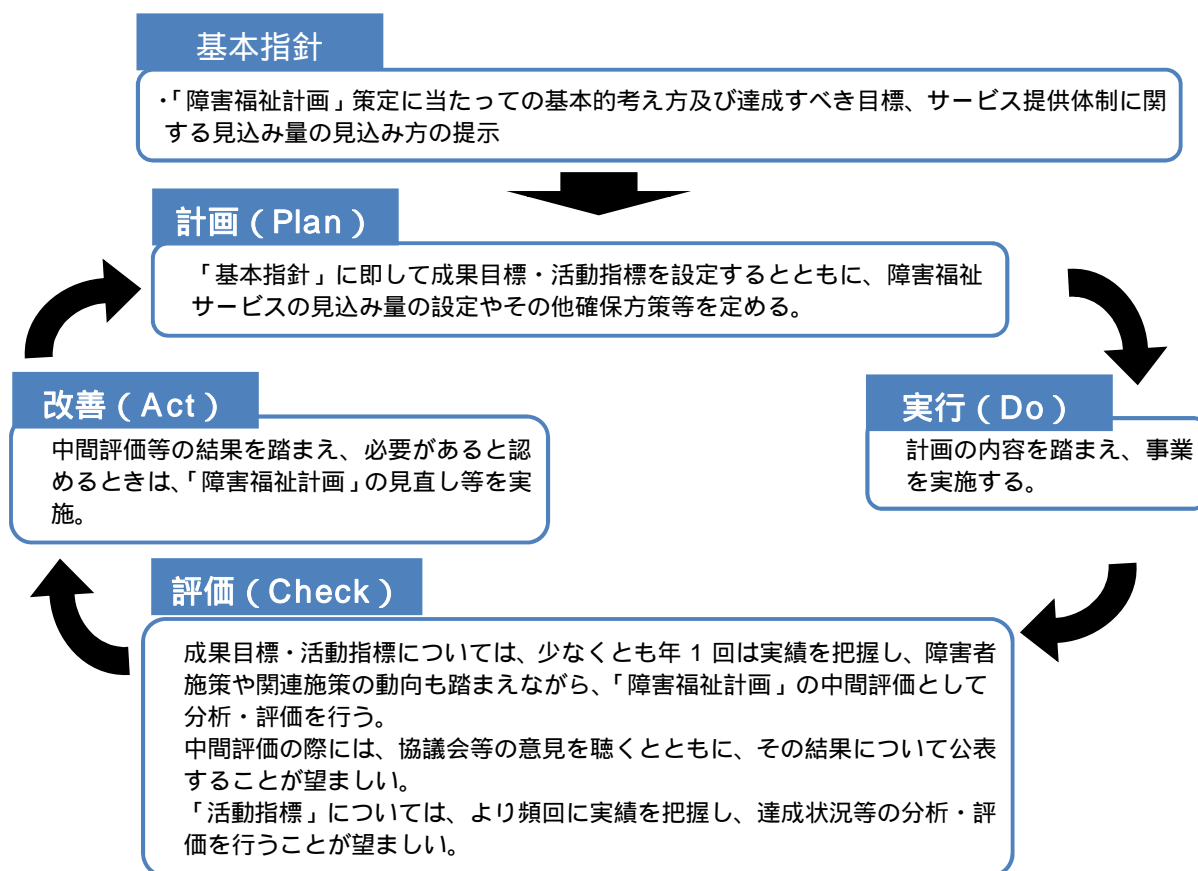
今回の調査でいただいたご意見、ご要望につきましては、本計画第4章の「計画の内容（各サービスの見込み量等）」に反映させていただき、市や事業者の努力によって改善が望める問題点については、今後の運用において改善に努め、年度ごとに達成状況等を公表させていただきます。



第5章 計画の推進と進行管理

障害福祉計画における「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ

(※「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定の際の国資料より)



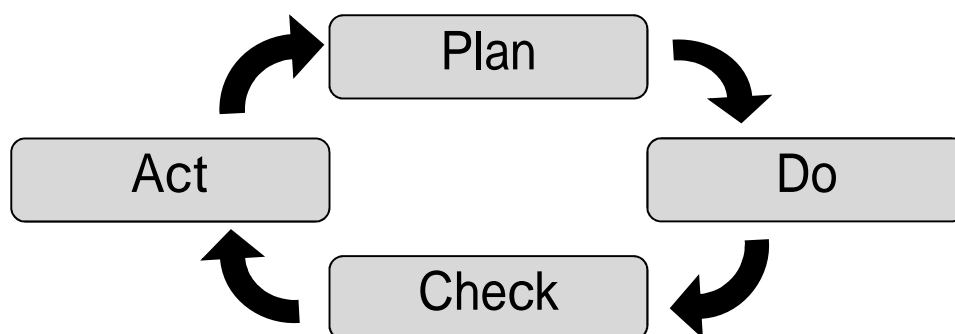
1 推進・進行管理の考え方

本計画の推進に当たっては、障がいのある人等が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知に努めるとともに、市の担当課等、関係行政機関、医療機関、教育機関、公共職業安定所、関係団体等とのネットワークの構築に継続的に取り組み、サービスの円滑な提供と適切な利用を促進します。また、次の考え方により、進行管理及び評価を行っていきます。

(1)「PDCAサイクル」に基づく進行管理

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

「成果目標」と「活動指標」について

計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、※¹「成果目標」と※²「活動指標」については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行うこととされています。

このため本市においても、第2章で掲げた「成果目標」（数値的目標）及び第3章で掲げた「活動指標」（サービス見込み量等）を最大の眼目として、計画の推進・評価を行っていきます[△]。

※¹「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

※²「活動指標」とは、国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

△成果目標と活動指標の関係図は第3章「1 活動指標について」を参照。

(2)「白井市地域自立支援協議会」による評価

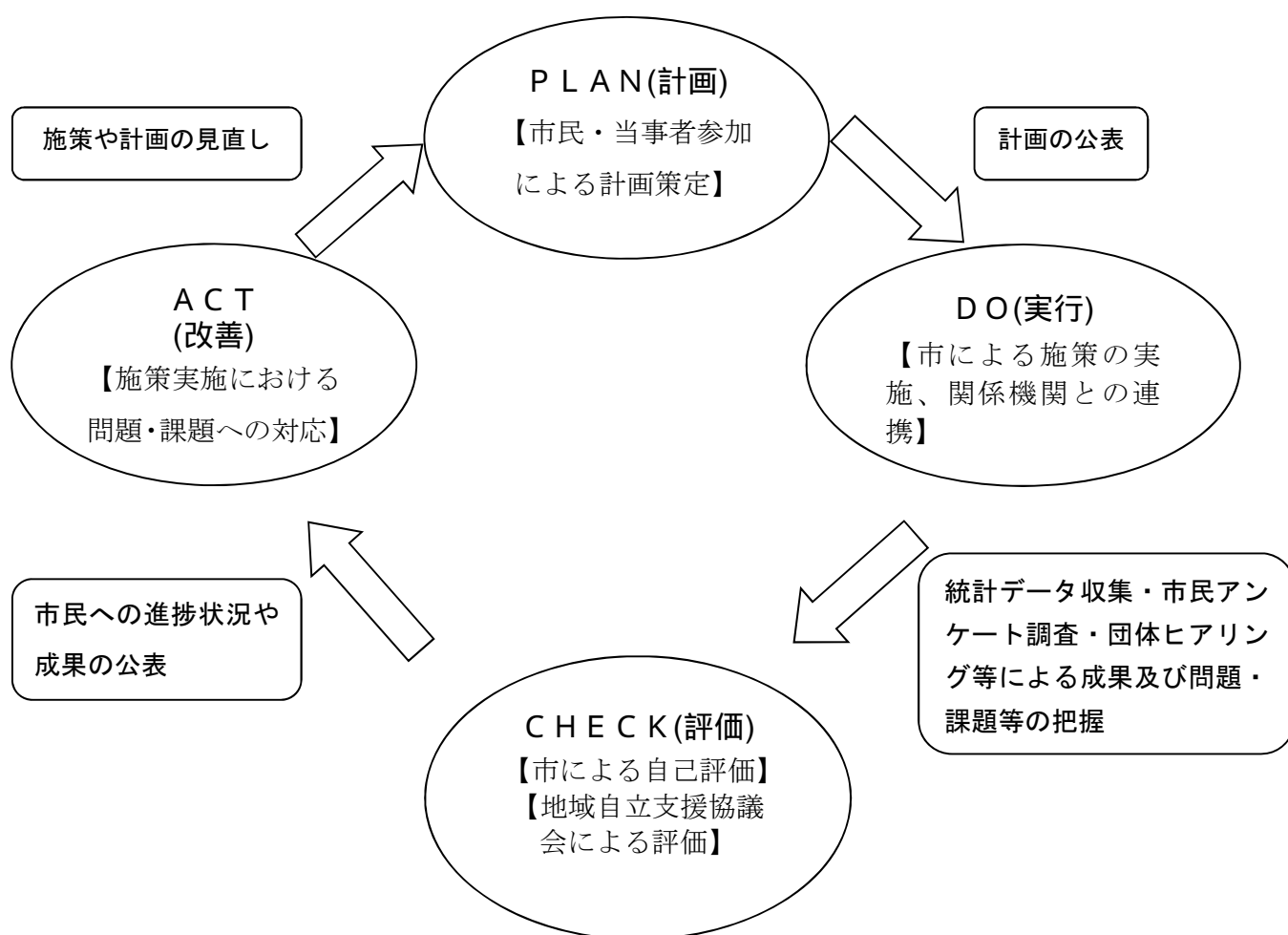
本市では、平成19年度に、サービス提供事業者や障害者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、「生活支援部会」及び「就労支援部会」で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案などを行い、全体会で全体調整や全体方針の検討などを行っています。

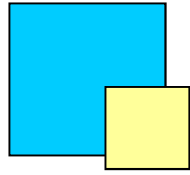
この「白井市地域自立支援協議会」を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

2 推進・進行管理（評価）の具体的手法

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス見込み量等）に関する事業等の実施、進捗状況（利用者数・利用日数等）については、「白井市地域自立支援協議会」等で定期的に、点検・把握、評価を行っていくものとします。

計画の進行管理のイメージ図





參考資料

資料 1 計画策定までの経過

年	月 日	事 項	内 容
平成 31 年度	10 月 7 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 計画策定方針について（報告） ・ 現行計画の進捗状況について（報告） ・ 基礎調査の実施方針について ・ その他
	1 月 10 日～ 31 日	「計画策定に向けたアンケート調査」実施	
	3 月 24 日～ 26 日	「計画策定に向けた障がい者団体等ヒアリング調査」実施	
令和 2 年度	7 月 13 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の進捗状況について（報告） ・ 基礎調査の結果について ・ 障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について ・ 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の案について
	9 月 14 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について ・ 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の案について
	11 月 16 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について ・ 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の案について ・ パブリック・コメントの実施等について
	12 月 15 日～ 1 月 5 日	計画案についての市民意見公募（パブリック・コメント）実施	
	2 月 15 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメント等の結果について ・ 計画案の決定及び答申について

資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	選出区分	所属・職名	備考
1	まつうら としや 松浦 俊弥	学識経験を有する者	淑徳大学総合福祉学部教授	◎
2	はらだ としこ 原田 敏子	民生委員・児童委員	白井市民生委員・児童委員 連絡協議会	
3	まつもと ちよこ 松本 千代子	公共的団体等の代表者	白井市社会福祉協議会	
4	いりえ ふじこ 入江 富士子	公共的団体等の代表者	白井市ボランティア連絡協議会	
5	すずき かずもと 鈴木 一基	公共的団体等の代表者	白井市地域自立支援協議会	
6	はやし あきひろ 林 晃弘	公共的団体等の代表者	白井市障害者支援センター 指定管理者	○
7	よしたけ りつこ 吉武 律子	障害者団体の代表者	白井市手をつなぐ育成会	
8	たかやなぎ てるお 高柳 照夫	障害者団体の代表者	白井市身体障害者友の会 「にここにこ」	
9	ひらの じゅんこ 平野 順子	障害者団体の代表者	白井市聴覚障害者協会	
10	くろさわ あやこ 黒澤 綾子	障害者団体の代表者	白井市視覚障害者 白井あゆみの会	
11	たなか きょうこ 田中 京子	障害者団体の代表者	しらゆりの会	
12	なかむら あい 中村 愛	障害者団体の代表者	いちごの会	
13	にしやま よしあき 西山 義昭	市民	-	
14	そのだ えりな 園田 絵里菜	市民	-	
15	いなだ しのぶ 稲田 忍	市民	-	

* 備考中の「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

白井市
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

令和3年3月 発行
白井市

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL : 047-492-3483

FAX : 047-492-3033

企画・編集 : 白井市福祉部障害福祉課